

第九十四回国
参議院
商工委員会
會議録
第三号

(一三〇)

昭和五十六年三月三十一日(火曜日)
午前十時四分開会

委員の異動

二月二十四日	森山 眞弓君	補欠選任	鍋島 直紹君
二月二十五日	仲川 幸男君	補欠選任	岩本 政光君
二月二十五日	鍋島 直紹君	補欠選任	森山 眞弓君
二月二十五日	松浦 功君	補欠選任	大木 浩君
二月二十七日	青木 新次君	補欠選任	粕谷 照美君
二月二十八日	粕谷 照美君	補欠選任	青木 新次君
三月三日	對馬 孝且君	補欠選任	吉田 正雄君
三月十七日	岩本 政光君	補欠選任	藤田 正明君
三月十八日	藤田 正明君	補欠選任	岩本 政光君
三月十九日	岩本 政光君	補欠選任	藤田 正明君
三月二十日	辭任	補欠選任	野呂田芳成君
三月二十三日	松尾 官平君	補欠選任	野呂田芳成君

三月二十四日	岩動 道行君	補欠選任	片山 正英君
三月二十五日	野呂田芳成君	補欠選任	松尾 官平君
三月二十五日	吉田 正雄君	補欠選任	丸谷 金保君
三月二十六日	片山 正英君	補欠選任	福岡日出磨君
三月二十六日	丸谷 金保君	補欠選任	吉田 正雄君
三月二十七日	福岡日出磨君	補欠選任	野呂田芳成君
三月二十八日	吉田 正雄君	補欠選任	田中寿美子君
三月二十八日	田中寿美子君	補欠選任	吉田 正雄君
出席者は左のとおり。	委員長	金丸 三郎君	
理事	土屋 義彦君		
委員	前田 勲男君		
	村田 秀三君		
	市川 正一君		
	上田 稔君		
	大木 浩君		
	川原新次郎君		
	楠 正俊君		
	斎藤榮三郎君		
	福岡日出磨君		

國務大臣	通商産業大臣	田中 六助君
國務大臣	経済企画庁長官	河本 敏夫君
政府委員	公正取引委員長	橋口 收君
	公正取引委員会	伊從 寛君
	事務局經濟部長	井川 博君
	経済企画庁調整局長	小金 芳弘君
	経済企画庁国民生活局長	齋藤 成雄君
	経済企画庁物価局審議官	山本 富雄君
	通商産業政務次官	杉山 和男君
	通商産業大臣官房審議官	柴田 益男君
	通商産業省通商政策局長	藤原 一郎君
	通商産業省貿易局長	真野 温君
	通商産業省産業政策局長	古田 徳昌君
	通商産業省立地公害局長	宮本 四郎君
		松村 克之君

通商産業省基礎産業局長	小松 国男君
通商産業省機械情報産業局長	栗原 昭平君
通商産業省生活産業局長	若杉 和夫君
工業技術院長	石坂 誠一君
資源エネルギー庁長官	森山 信吾君
資源エネルギー庁石油部長	志賀 学君
中小企業庁長官	児玉 清隆君
中小企業庁次長	中澤 忠義君
事務局側	町田 正利君
常任委員会専門員	小倉 和夫君
外務省アジア局北東アジア課長	田中 義具君
大蔵省國際金融局投資第三課長	北村広太郎君
建設省計画局建設課長	

本日の會議に付した案件
○産業貿易及び經濟計画等に関する調査(通商産業行政の基本施策に関する件)
(經濟計画等の基本施策に関する件)
○石油備蓄法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(金丸三郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
先般、仲川幸男君、松浦功君及び對馬孝且君が委員を辭任され、その補欠として藤田正明君、大木浩君及び吉田正雄君が選任されました。

○委員長(金九三郎君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

前回の委員会において聴取いたしました所信等に対し、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○青木新次君 私はまず景気対策について河本長官にお伺いしたいと思っておりますが、今日の中小企業の景況感を悪化させている最大の原因というものは売り上げ不振にあるのでありまして、中小企業の場合におきましては、個人消費に直結するからこの不振の影響をストレートに受けていると思うのでありまして、先日、経済企画庁が二月に実施いたしました企業経営者の見通し調査を見てまいりますと、企業経営者の多くは景気的好転が七月ないし九月期にずれ込むと見ているのでありますけれども、経企庁長官は景気の先行き、または業種別の動向についてどんな見通しを持っておられるか、まずお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(河本敏夫君) 現在の景気の動向を簡単に申し上げますと、在庫調整が若干おくれしております。しかし、大部分は四月・六月に終わるのではないかと、このように考えております。それから、住宅の着工件数が非常に減っております。これは土地問題とか、あるいは所得が伸びないとか、金利が高いとかいろいろ原因がありますが、過去四年間に比べてと激変をしておると、このように言えると思います。また、物価と所得の関係から個人消費が伸び悩んでおりまして、こういうことが背景になりまして、中小企業の経営は相当苦しいと、これは現状でございますから、そのために政府は先般一連の経済対策を決定をいたしました。しかし、在庫調整もだんだん終わる気配でありますし、私どももいたしましては、夏以降景気は次第に回復に向かうであろうと、このように期待をいたしております。

ちょっと追加をいたしますが、なお先ほど業種別の動向いかんというお話がございましたが、五十三年の後半から五十四年の初めにかけまして

は、かつての構造不況業種十幾つございましたが、これらの業種ほとんど活力を回復をいたしました。わが国では構造不況業種というものはほとんどなくなったと私どもは判断をしておりますが、最近、いま申し上げましたような経済の情勢でございますから、三種の業種でやはり構造的な不況業種であると判断されるものが出てきておるといことが、現在の経済の一つの特徴であろうと、このように考えております。

○青木新次君 いま長官の言われた在庫調整はだんだんと調整されつつある、住宅建設の関係等も景気の足を引っ張っておったけれども、特に私は、一番問題なのは、私が指摘いたしましたように、物価と所得の関係で個人消費がきわめて伸び悩む、この点が大きな問題だと思っております。特に中小企業の景況調査の特色というものは、過去におきましては長官、物価の問題でございます。控え目でないのは長官、物価の問題だけですよ。物価は控え目にしてもほとんど実績上がっていったというふうなことでありまして、下方修正にいずれも転じていることはいかに経営環境が悪いということだと思っております。

それを長官はいま三ポイントに下げられたわけでありまして、五十五年の十月から十二月期までの売上高の当初予測は前年同月比を見ましても、製造業が五・一%増だったのが実績見込みでは四・七になり、商業なんかについては六・九%増が逆に三・二%増へと下方修正されているわけでありまして。私の地域に家具業界がある。家具業界だけじゃありません。先ほど長官の言われましたように、後で申し上げますけれども、紙パルプ産業なんかについては特定構造不況業種の四種目に、さらに政令で追加された六業種の中に入っているわけでありまして、全体としてのすい落ち込みになっている。この点については、私は確かに五十六年度上半期については第二次石油ショックの影響もあって、いま申し上げましたように、個人消費の関係や住宅設備投資などの力がまだ弱くて景気回復は期待できない。そこで、下半

期に向けて内需を中心とした景気の本格的な立ち直りへの呼び水の効果を期待して、政府は去る十七日に第二次の総合経済対策を実施されたと思っておりますけれども、この程度の経済対策でいかどうか、この点について長官どのようにお考えになりますでしょうか。

○国務大臣(河本敏夫君) 三月十七日の対策そのものは、私は内容的に見まして非常に強力である、そのようにお考えをしております。しかし、現段階で考えられる対策としてはこんなものではなからうかと、このように判断をいたしております。

○青木新次君 余り強力なものとは考えていないけれども、現状ではこの程度だとおっしゃるのでありますけれども、私は、やっぱり景気のかじとりは経企庁長官ですから、あなたは実際に事業も経営されておられるんですから、その面での期待というものは大きいと思っております。したがって、私どももいろいろ、この点については政府も第二次の景気対策を実施したことは非常にこれはよろしいことだ。ただ、官庁エコノミストの中にも景気回復は来年三月までずれ込むというふうな悲観的な見通しを持つ者が非常に多いんですね。この点について率直にひとつ意見を聞かしてくだい。

○国務大臣(河本敏夫君) 現在、経済の足を引っ張っております背景につきましては、先ほど三つの例を挙げまして申し上げたわけでありまして、今回の対策におきましても引き続き物価対策を非常に重大に考えております。

幸いに、物価の方は昨年は八%から九%までの相当高い水準が続いておりましたけれども、最近では六%台、ここ二、三カ月推移をしております。来月は五%台になるであろうと考えております。それから同時に、卸売物価が非常に安定をしておりますので、この面からくる好影響も期待できます。それから公共料金の値上げは五十六年度も若干ありますけれども、五十五年度のような大きなものはありません。また石油事情も安定の方向

にいつておりますので、五十六年度の消費者物価は政府の期待どおり安定の方向に進むであろうと考えております。そういうこともありまして、個人消費は五十五年度は相当落ち込んでおりましたけれども、落ち込んでおるとい意味は伸びが落ち込んでおる、こういう意味でございます。五十六年度には、五十四年、五十五年ほどまでは回復いたしません、ある程度の回復は期待できると、こう思っております。

それから民間の設備投資につきましては、大企業は自己資金あるいは証券市場における資金調達が可能でありますから計画以上に投資が進んでおりますけれども、中小企業の投資が計画どおり進まないものですから、先般若干の金利の引き下げによりまして中小企業の設備投資計画が計画どおり進むように若干の配慮をしたところでございます。

また同時に、公共事業につきましては中央、地方を合わせまして土地代を除きまして二十四兆弱と想定をしておりますが、五十五年度は上半期の執行率を非常に落としました。秋になりましたから促進するようにしたのでございますが、なかなか思うように促進ができませんので、これが景気の足を引っ張ったということを反省をいたしまして、五十六年度は上半期にできるだけ執行率を伸ばしていこう、こういうことで七〇%以上ということを考えております。五十五年度が五九%台であったのに比べてますと相当な促進になるうかと思ひまして、この面からの景気の促進を図りたいと考えております。

下半期になりますと、公共事業の仕事の量は減りますけれども、しかし一面、中小企業を中心とする設備投資も全体として伸びてくるであろうと、こういう想定をいたしますと、設備投資は大企業、中小企業合わせまして四十二兆ぐらいいくというふうな計画どおり伸びてくるというふうなこともございまして、下半期は公共事業の量は減つてもある程度期待ができるであらう

うと、このように考えております。

住宅投資は私はもう現在が底だと考えておりますが、つい先般、新しい第四次住宅建設計画、五カ年計画が決まりましたが、五カ年間の間に七百七十万戸の住宅を建設しようという、そういう内容であります。これを円滑に実施するためには、土地対策とかその他幾つかの必要な条件を解決しなければなりません。それについては関係閣僚の間で至急に具体案を検討するつもりであります。

そういうことで、着々と個々の項目についての景気対策も具体的に考えておりますし、かつまた、世界経済も現在は第二次石油危機から来る一番悪い状態ではなからうかと考えております。ゼロ成長前後がOECD全体の現在の経済の姿だと思えますが、ここの後半からは一歩あるいは二歩成長、来年は二、三歩成長、そのようにOECDでも期待をしておりますので、世界経済もだんだんと回復してくる。世界経済が回復をいたしますと、貿易摩擦も世界の購買力がふえるわけでありますからだんだんと減少してくる、このように考えております。

現在が内外とも一番悪い状態ではなからうかと、このように考えておりました。下半期からの何とか経済の活力を回復するような、そういう方向に持っていきたいと考えております。また、そういう方向に持っていきたいと、ここの予算で税の自然増収四兆五千億と想定しておりますが、その税の自然増収も入ってまいりませんし、また五十七年度の財政の運営もうまいりません、五十七年度予算も組めない、こういうことにもなりまします。いま申し上げましたような方向に日本経済の回復を図っていききたい、このように考えておるところでございます。

○青木新次君 長官の考えていらつしやることは大体わかったわけでありませうけれども、やはり景気というのは、いまも指摘があったように消費購買能力をもっと増加させるという——いま落ち込んでいるんですから、そのことと、やつぱ

りいま民間と政府関係公共投資をもっともつとふやしていく、民間の活力をどんどん伸ばして設備投資を増大させるという、この二つが私はやっぱり骨格であらねばならないと考えているわけでありませう。その面から、第一次の総合経済対策が打ち出されたのが昨年の九月でした。そして今回の第二次の総合経済対策が打ち出されたのがこの三月十七日。その間半年近くも実は間があるものであります。中小企業を中心に景気の冷え込みがこんなに厳しさを増してくるということについては、私は政府も考えなかつたんじゃないかというように考えているわけでありませう。景気対策を実施するタイミングがずれ過ぎたんじゃないかというように私も思っています。この点について御意見いかがですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 経済政策を進めます場合に、物価が安定をいたしていませんとなかなかやりにくいものでございまして、私もそのために消費者物価の安定に全力を尽くしたのでございませう。九月の段階ではこれまでの物価対策中心の経済政策を物価と景気両面にらみのそういう政策に変更いたしましたけれども、しかし、物価の方をやや重視すると、こういう考え方に立つておりました。したがって、対策もまず物価対策を述べ、それから景気対策に移ると、こういう順序で対策を決めたのでございませう。実はもう少し早くやりたかったものでありますけれども、物価がなかなか安定をしない、したがっていろいろな対策も立てにくい、こういうことで、ようやく二月の後半になりました。物価の安定の見通しが立ちましたので、関係各省と相談をいたしまして三月の中旬に具体的な内容を決定したと、こういうこととでございませう。

○青木新次君 二月末の物価と、それから三月期のまだ統計はとっておられないかもしれませうけれども、大体の予測はもうきょう三十一日ですから出ていると思うのであります。二月と三月の消費者物価の値上がりはどの程度と考えていらつしやいますか。

○政府委員(井川博君) 消費者物価に關しましては、二月の全国が六・五という確定数字が出されたわけでございます。東京都が六・八でございませうが、全国のベースで六・五になりました。それから三月は、東京都部の分しかまだ出ておりません。これが六・五と発表されているわけでございます。したがって、これが全国になった場合にはどうなるかというのはいまは推測ができません。大体この辺ではなからうかという推測ができるわけでございます。

○青木新次君 物価がだんだん下がってきていることについては喜ばしいことでありますけれども、東京都が六・八で三月に六・五というのには決して低い額じゃないですね。これは安定してきたということにはまだ少し若干問題があるんじゃないかというように考えているわけでございます。

そこで、景気の本格的な回復にはいま申し上げましたように設備投資、特に中小企業の設備投資と個人消費の回復がキーポイントだと私は申し上げたわけでありませう。先般、第三次の公定歩合の引き下げを含む景気対策の実施については、物価と景気の両面にらみということから本格的な景気回復と政策を転換したというように考えていいかどうかですね、この点について伺いたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) 現時点ではやはり物価が安定をいたしませんと他の対策は強力に出せませんので、やはり物価と景気と双方に重点を置いて、並行して対策を進めていきたい、このように考えております。

○青木新次君 いま大臣のおっしゃったように、公定歩合の引き下げによって企業の金利コストは相当に軽減されたと思ひます。しかしながら、一部にはこの程度では景気を支えるだけの効果はこれはないんじゃないかと、下支えするだけであるという見方も実はあるわけでありませう。個人消費支出についても所得税減税がなかなかうまくいってないということから、消費者の財布のひもは

そうたやすく緩まないのではありませんが、この点では、私どもは中小零細企業の皆さんや労働者の皆さんなんかとよく懇談会を開くのでありますけれども、何といつても先行き不安だと、子供を大学にやる、あるいはまた家も建てたい、車も買いたい、いろいろなことを考えてまいりますと、そう簡単にはいかないの、したがってひとつ車が傷んだらもう列車で通うとかバスで通うというようになにもしなければ、個人の経済がもたないというようなことを言つて、先行き経済の予測がつかない、計画が立たない、そのために財布のひもを締めざるを得ないんだ、政府に頼んでもなかなか思うようにはやってくれない、抑えるのは賃金だけだというようにことを実は言っているのではありません。中小企業の皆さんは大企業の金利コストはこれで下がったかもしれない、しかしこの程度下げたといつてもこれはなかなか厳しいから消費の拡大、設備投資の拡大という面まではいかないよというところを言っているのではありませんけれども、この点について率直な意見をひとつ聞かしてください。

○国務大臣(河本敏夫君) 個人消費が景気動向を大きく左右するということは、これはもう私もよく認識をいたしております。それじゃ個人消費を活発にするためにはどうすればいいかということですが、とにかく物価の安定ということがその大前提だと思ひます。それから同時に所得がやはりある程度伸びないと消費というものは拡大をいたしません。そのために、このベースアップがどの見当になるか、私どももそれには関心を持っておるわけでございませう。政治の目標が国民生活の安定と向上にあるということを考えますと、ある程度の私はベースアップを期待するものでありますけれども、ただやはりこの国民経済全体から見ますと、個々の企業によりまして経済の活力が違ひます、いいところと悪いところがありますし、それから生産性の向上を上回つて賃金がアップいたしますと、経済全体に後になって非常にまた悪い影響が出てくると、ま

あつたということもあり、国民経済全体との関連においてこの問題をどう取り扱うかという問題はありますけれども、まあしかし所得が伸びると、そういう方向に日本経済がいくということ、これは私も期待をしておるところでございます。

それからまたいま所得減税のお話が出ましたが、過去数年の間、所得税の減税をしておりますから、実質上所得税の負担が非常に重くなつておると、これはもうおっしゃるとおりでございます。それで、所得減税をやればいいじゃないかと、こういうことでありますけれども、この場合は何分にも増税をしていかなければ財政がもたない、こういうことでありますので、所得減税の問題は、これは将来の大きな課題だと、このように考えております。

○青木新次君 いわゆる個人消費の拡大といったような問題とか、中小零細企業の設備投資の拡大といったような問題等についても、できるとするならば省エネルギー関係だけでもひとつ設備投資をしたい、それもなかなか困難だというのが実態でしょう。しかも三年間見送られた所得減税というのについて、いわゆる政府の政策、政府の言うとおりになかなかならないのだ、国際環境も相当変わってきている、それじゃくつ下が破れても、ひとつこれを奥さんに修繕してもらつてはこう、くつも底が抜けてきたら半張りをしようという気持ちになるんじゃないか。この点について経企庁長官、ひとつこういふ所得減税、財政特例法第六条の関係の改正の議員提案がいま審議して決定される段階にあるわけでありまして、これとても昭和五十五年のいわゆる所得税の落ち込みというような問題等があつて、なかなか予備費の関係だけじゃないかなというようになことだけ言われているのでありますけれども、これではやはり問題だ、この際ひとつ賃金を抑えるということとそれから財政を確立したために所得減税も見送りだということだけではもういいかない、やはり消費者マインドというものについて

強い期待を持たしていくことが今日一番必要になつてくるので、これが個人消費を伸ばすという根本的な道だというように実は考えているのでありますけれども、この点についてひとつ国民は非常に重視していると思うのでありますから、長官、ひとつ所得減税は必要である、ことは大幅に賃金を思い切つて上げる必要があるんじゃないかということについての感想も聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(河本敏夫君) 先般の議長裁定はいま具体的にいつつあると思ひますが、しかし私は五十五年度に關しましてはそんなに大きく財政に余裕が生ずると思ひません。ほとんど経済には影響がないのではないかと、このように思ひますが、将来を展望いたしますと、五十三年度以降現在五十六年度までの間に実質所得税が六兆近くも増徴になつております。これは増税ではないんですけれども、実質増徴になつておりますから、相当経済を圧迫しておるといふことは事実であります。だから将来の大きな課題といひましては、所得減税が相当大規模にできるようなそういう経済の力を日本経済が持つようになることを期待されるわけでありまして、そういう方向に何とか日本経済が拡大することを私も期待しながら今後の経済政策を進めていきたい、このように考えております。

○青木新次君 ことし下半期になつてもなかなか景気の中だるみが続くといふことであるならば、昨年九月の第一次とことし三月の第二次と、それから第三次の景気対策をやる気持ちはあるのかどうか、やらないとするならば五十六年度の成長見通し五・三％を下方修正する気持ちはあるか、二者択一だと私は思ふんでありますけれども、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(河本敏夫君) いまのところは第三次の景気対策をやる考え方はございません。先ほども御説明をいたしましたように、この第二次の対策がだんだんと効果を奏するであらう、このように期待をいたしております。

それから五十六年度の実質経済成長目標五・三％は十分達成できるとこのように考えておりますが、何分にもいま世界全体が激動期でありまして突発事情も次から次へ起つておりますし、それが経済に大きく影響を及ぼすと、そういう不利の事態でも起こればこれはもう当然何らかの対策が必要にならうかと思ひますが、いずれにいたしましてもこういう激動期には機敏に適切な対策を立てるといふことが何よりも必要であらうと、このように考えております。

○青木新次君 そこで中小企業の景気でありまして、最近の倒産件数が非常に多くて下がらないんです。なかなか下がらない。少しは下がつておりますけれども、対前年度なんか見ましては相当多くなつていっているわけですね。こういう高水準にも見られますように、きわめて厳しいものがあるのではありませんか、これは非常に五・三％の成長の見通しについてもなかなか厳しいものがある、私は考えております。

そこで、マクロの景況観が七月から九月期に回復するといつても、タイムラグがあるわけですね。それは大企業の経営者から見た景況の見通しがあつても、中小企業の状況とは非常に変わつていっているんじゃないかというように私は考えております。本当に厳しいものがあるのですから、その点については中小企業の立場から見た景況観というものについて長官はどんなふうに見えていらつしやいますか。

○国務大臣(河本敏夫君) 過去数カ月間倒産が多発しております、かつてない高い水準にありますが、これは中小企業の倒産が非常に多い、こういうことを数字が物語つておるんだと思ひます。日本の経済を見ますと、大企業よりも中小企業の果たしておる役割の方が私はむしろ大きいのではないかと、こう思つております。生産を見ましてもやはり過半を占めておりますし、それから中小企業に働く人の数はとにかく三千四百万人といふことでありますから、中小企業の経営が安定するといふことは三千四百万人の人の生活が安定

をするといふことでありますから、これは単なる経済問題だけではなく社会問題でもある、また政治問題でもある、このように理解をしております。中小企業対策は政府の経済政策の中でも一番大切な政策である、そういう認識のもとに政府全体挙げて中小企業対策に取り組んでおるといふのが現状でございます。

○青木新次君 中小企業庁長官ね、中小企業の景況観について長官の立場からどう考えておりますか。

○政府委員(児玉清隆君) 先ほど来大臣の方からお話ございましたように、今回の景況局面の一つの特色は非常に中小企業にかけりが集中的にあらわれていっていることだろつと思ひます。その背景をいたしましては個人消費支出とか住宅とか公共投資といふ基本的な問題もございまして、特に昨年の冷夏、それからことしの豪雪ということが一つの突発的な現象として累加されておりました、たとえば昨年の冷夏の後遺症がまだ現在でも続いております。これが言えるわけでございます。そして、その場合に冷夏関連の商品、これの生産及び流通の側面について見ますと、やはり中小企業の領域が多いわけでございます。それから豪雪の関連も集中的に北陸、東北等を通じまして、やはり中小企業の産地地帯といふものが多いわけでございます。そういう意味から普通景況観といふものも加算されております。したがいまして、そういった意味からは現在の局面はやはり中小企業にかけりが相当深刻であるといふふうに考えております。

○青木新次君 中小企業の景況回復のためにも、設備投資奨励のためにも、金利の問題が大ききウエイトを占めていられるんですね。しかしながら、政府系の三機関の貸し出し金利の引き下げ幅もまだ決まつていない、非常に遅いといふようなことについて一体どうなんだろうかという声がちまたに巻き起つております。この引き下げ幅については一体どのような努力をしていらつしやるの

が相当下回っているのではありませんか。これらの点

は、財政投融資資金を導入いたしまして貸付枠を

販売量をふやしまして、それによつて金利を払

推移してゐてございます。これにおくまでも見

し論で申し上げているわけですが、その主な理由は、やはり豪雪による資金需要が当初予測しなかったものとしてつけ加わっておりまして、こういったものが多いわけでございます。それからもう一つは、倒産対策融資というものがございまして、この二つによりまして、ほぼ当初の貸出計画を達成するに近い九〇％以上の消化率が見込めるわけでございます。

それから国民金融公庫でございますが、これにつきましても昨日話を聞いたんですが、まだはっきりした数字は出ておりませんが、大体の見通しといたしましては、やはり豪雪の関係、それから冷夏の関係、それから倒産防止対策特別融資、それに国民金融公庫の場合はマル経資金というのがございまして、これが五千億組んでおったわけでございますが、ほぼ五千億弱のところまで消化ができております。したがって、国民金融公庫の場合も、今年度に関する限りは全体として大体九〇％前後の消化率の水準になりそうです。

○青木新次君 大蔵省がことし二月にまとめた結果によりますと、公社公団等の政府関係機関の昭和五十五年度の財政投融資計画については、昨年の十一月末の時点で当初計画のわずか三四・三％しか消化されてないということが明らかになったわけですね。中小公庫並びに国民金融公庫についても消化率は約五割でありまして、年度途中であることなども割り引いたとしても、消化率は低いように思われます。このように消化率が低いということは、年度の国民金融公庫や中小公庫の貸出実績が低調に推移しているせいだと思われるけれども、いま長官のお話を聞くと、中小公庫が九〇％以上の消化率で、これも豪雪の資金の需要と倒産対策で九〇％の需要、国民金融公庫も大体同じく豪雪と冷夏とそれからマル経資金というふうでありますけれども、これらのものももしなかったとするならば、私がいま指摘申し上げたようなこと以上の実績に終わったんじゃないかというように実は考えていると思ふんです。私が申し

上げたのは、このきわめて厳しい冷え込みというもののについて、相当思い切った措置をとらなければならぬと思うんだけど、この点通産大臣はどんなふうにお考えになっておられますか。○国務大臣(田中六助君) 五十五年度の設備投資などを見ますと、製造業でマイナス一・四、それからサービス業でマイナスの一・五、それから商業関係でマイナス一・六でございます。そのように非常に設備投資が少しも刺激されておらず、先ほどから企画庁長官や中小企業庁長官が言っておりますように、結局個人消費あるいはその他の住宅投資とかいうようなものが全然起動しておりませんし、在庫調整は伸びっぱなしに伸びている調子もございまして、そういうなかで中小企業の倒産率が非常に高いと、結局私はやはり国内の景気だけを見て、これをどうとか操作ができにくくなっている、対外的に申しますと、世界全体の不況の波でございまして、石油価格でも日本の景気とかあるいは物価の運営、操作、そういうものにお構いなしに上がってきておりますし、日本は御承知のように九・八％はそういう原油の石油の輸入でございまして、これらがまた製品化する場合には、朝起きて、私どもが使う歯ブラシから、寝るときのマットレスまで三百数十種類あると、言われております。それらは手を加えて、そういう製品になるわけでございますので、物価高、ある程度のインフレ、スタグフレーションというようなことになるわけで、私は国内で私ども御指摘のように昨年の九月、ことしの三月の十七日に二回にわたる経済対策をとっておりますが、公定歩合の一割引き下げ、それから政府三機関がこれまた金利が定まれば波及してやると。そのほか実業対策として、御承知のように、私ども、中小企業会計、それから財投で一応三兆五千億という一般的なものを組んでおりますし、それらが移動していきましますとかなり設備投資を刺激するわけで、計算はそういうことになりましますけれども、やはり世界景気との兼ね合いもございまして、た

とえばこれは端的な例でございまして、中国のプラントがストップになれば、これまで日本の中小企業に大きな影響、また日米自動車摩擦で自動車のことをある程度アメリカの意向も入れていきますと、アメリカは二十万人ぐらゐの失業と言っておりますけれども、わが国では自動車産業がかなりのウェイトを占めている証拠には、約六十三万七千人ぐらゐの雇用者が直接間接して、下請企業を含めると約五百万人というふうに出ております。したがって私は、これらの中小企業関係の運営あるいは経済刺激にならないのは、国内の影響もございまして、対外的な不況というものがかなり響いてきておるといふふうに思っております。

○青木新次君 もちろん私も、いま大臣のおっしゃる通りに、国際経済の問題を考えないまま、国内経済の問題というだけではないわけですから、その点はそのように考えておりますけれども、問題はやはり大企業対策のみに終始しているというように思われがちなんです。また、極論すれば結果としてそうなるようになっていくというように考えたくなるような実績というものが続いているわけですから、その点を特に私は金融対策の面から申し上げているわけでありまして、もとへ戻して、いま申し上げましたように、三機関の貸出実績をながめてみると、最近の貸し出しの伸びは一時の勢いを全く失っている。民間では三機関の融資制度についてのPRが足りないんじゃないかというふうな声もあるんですね。そういう声もささやかれております。特に中小公庫と国民金融公庫の省エネルギーの貸付制度の利用件数なんかを見ましても、昨年の十二月末で国民金融公庫が三十五件、一億九千四百万円、中小公庫は百五十五件でありまして、両公庫で融資を受けた中小企業は、みずから申し込んだものは実は少ないんであります。両公庫の効めで利用に踏み切ったところがほとんどなんです。利用件数の少ないというところはPR不足のせいなどと言われているんであります。理由は実はそこにもあるわけ

ありますけれども、政府及び三機関としては有利な資金を民間に供給いたしまして、広く活用してもらおうという観点から今後どのような努力を行うのか、その心構えのような点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(児玉清隆君) ただいま御指摘の点、私も痛感しているわけでございますが、やはり金融の態度というものが特に政府機関では非常に重要でございまして、ただ出てくるのを待つというのには平常時でございまして、最近はこの景気振興を図らなければいけない時期でもございまして、特に先般の三月十七日の閣議決定もございまして、これを大々的にPRしまして末端まで十分浸透するようにということを心がけてまいりたいと、このように考えております。先般、三月の二十二日でございますが、都道府県の商工担当課長会議がございまして、特にこれは中小企業関係が多いわけでございますが、この際にも私直接出まして、今回の景気対策の趣旨をお話ししまして、十分設備投資の喚起について御助力をお願いいたしてございまして。それから、三月十七日の決定の即日でございますが、中小企業関係四団体、中央会、商工会、商工会議所、下請振興協会、この四団体の責任者を呼びまして、そのルートからも御助力をお願いしてございまして。それから各業種別には、これは各省及び通産省の各現局がございまして、そこで縦割りの団体を通じまして新しい振興施策についての徹底方をお願いしてございまして。特に、こういった問題は御指摘のとおりPRが一番大事でございまして、十分今後心がけてまいりたいと思っております。特に省エネルギー投資につきましては、五十六年度でいわゆる設備投資減税というものが実現を見まして、中小企業につきましては相当大幅に省エネルギー投資減税の対象スペックを決めていただいておりますので、これにつきましても十分PRをいたしまして、減税効果もある、それから設備投資につきましては先ほど来のお話のように金利の前倒し引き下げということも一応打ち出され

と、先般の三月十七日の閣議決定もございまして、これを大々的にPRしまして末端まで十分浸透するようにということを心がけてまいりたいと、このように考えております。先般、三月の二十二日でございますが、都道府県の商工担当課長会議がございまして、特にこれは中小企業関係が多いわけでございますが、この際にも私直接出まして、今回の景気対策の趣旨をお話ししまして、十分設備投資の喚起について御助力をお願いいたしてございまして。それから、三月十七日の決定の即日でございますが、中小企業関係四団体、中央会、商工会、商工会議所、下請振興協会、この四団体の責任者を呼びまして、そのルートからも御助力をお願いしてございまして。それから各業種別には、これは各省及び通産省の各現局がございまして、そこで縦割りの団体を通じまして新しい振興施策についての徹底方をお願いしてございまして。特に、こういった問題は御指摘のとおりPRが一番大事でございまして、十分今後心がけてまいりたいと思っております。特に省エネルギー投資につきましては、五十六年度でいわゆる設備投資減税というものが実現を見まして、中小企業につきましては相当大幅に省エネルギー投資減税の対象スペックを決めていただいておりますので、これにつきましても十分PRをいたしまして、減税効果もある、それから設備投資につきましては先ほど来のお話のように金利の前倒し引き下げということも一応打ち出され

たということによりまして、金利それから税制の両面から十分これを活用するようにということをお願いしてまいりたい、このように考えております。

が言われているわけでありまして、今後の拡充の対策について中小企業庁長官どう考えていらっしゃるのですか。

○青木新次君 最近の不景気の中で、市民金融機関の小規模零細企業への選別融資が非常にやっています。とにかく百万、二百万であっても欲しい。行きますと担保はあるかということになるんです。それから、担保がないから実はそういう少額の融資をお願いしたんだということを言っているんですけれども、こういうふうな点については、マル経資金なんかについても普通これは担保をとらないです。マル経資金は、中小企業等経営改善資金の融資制度というように言われているんですけれども、これが利用が殺到しているんです。これでもある場合には信用保証つけなさい、信用保証協会に行きますと信用保証協会でも担保あるかと、こう言うんです。大体信用保証協会というのは担保をとらないことでお互いに非常に信頼し合っているわけでありまして、そういうことになったらもうお手上げです。もう倒産待つ以外にないということになっていくんです。それから市中の貸出金利が非常に、この三月十七日の対策やあるいはまた一%の金利の公定歩合の下げがあっても、なかなか金利下げを渋っている、この現状を中小企業庁長官もお認めになっておられると思うんです。ですから、こういう点についてもやっぱり市中銀行、地方の市中銀行そして信用金庫、相互銀行というような中小企業向けの銀行等についても強力な指導、それから信用保証協会等に対する指導というものがなければ、これはやっぱり大変な事態になってしまふと思うんです。ですから、たとえば今度マル経資金なんかにつきましても五千億円から五千三百億円に、貸付限度額が三百万円から三百五十万円に上がるとか、こういったことになったわけでありまして、この程度ではなかなかまだ不十分だということになります。

○政府委員(児玉清隆君) 最初に、市中の中小企業向けの金融機関に対する対策でございますが、この件につきましては、最近御指摘のような声がございまして、これは大蔵省の方にも私も十分話をいたしまして、大蔵省の金融監督の面から十分指導が行われるように、中小企業庁といたしましては配慮をいたしておるつもりでございます。特に、今回の景気対策の中心の一つといたしまして、担保の徴求あるいは返済猶予等については実情に即した機動的な、そして実際に即した弾力的な取り扱いをするようにという項目が総合対策の中の一つとして打ち出されております。私もそれを受けて、早速これを大蔵省それから私どもと一緒にやりまして各金融機関あての通達という形で徹底するように現在展開をいたしております。

それから第二の点でございますが、今後の資金需要に対してどういう改善をしていくかという御質問でございますけれども、これにつきましては現在のところ、この三月十七日の対策でございますが、なかなか一挙にというわけにはまいりませんが、一番そのときの政策需要にミートしました点を引き上げていく、たとえば今回のように設備投資についてマル経について改善を加えるとか、あるいは一般の中小公庫あるいは交付金の貸出限度につきましても、これを新年度から若干でございますが引き上げていくというような措置を積み重ねてまいっております。今後私どもは事態の推移を十分見てまいりまして、中小企業に関する限り資金量の点で不足が生じないように、さらに質の点におきましても客観情勢にマッチした金利水準あるいは貸出条件、そういったものを十分図ってまいりたい、このように考えております。

○青木新次君 私はいさ、政府の統計局の家計調査と消費者物価指数について資料をもらってありますけれども、その中で家具、什器等の点について、私たちの静岡におきましては静岡市を中心として近隣の市町村に相当その業界が実は多数密集しているわけがあります。

五十五年の四月期から六月期までの間において一三%の落ち込みで実質は一七・一%の落ち込み、七月から九月期までの関係は名目で言って二%、実質で六・三%の落ち込み、それから昨年の十月から十二月までの関係については名目で〇・三%の落ち込み、実質は五・五%の落ち込みというふうに実はなっているわけでありまして、同じく五十五年の関係をにつきましては、収入が先ほどからも私が申し上げておりますように一%以上、四月から六月までは一・七%も実は収入が落ち込んでいます。その中で、消費支出も四月から六月以降は二・五%の落ち込みを初めとして、ずっと落ち込んでいく実績が政府の統計によつてけき実はもたらされたわけです。このくらゐ対前年期について、成長はたとえば六・何%とか、これは五・三%とかということをやられたにいたしましても、このような状態で、特に地場産業と言われる関係についてはきわめて厳しいわけでありまして、かつて予算委員会の中に河本長官は、住宅の問題、物価の問題、その他石油の問題、いろいろ説明されて、その悪化の原因について言われておったわけでございますけれども、なかなかやっぱり並み大抵の対策ではないかということが実は言われているわけでありまして。

○青木新次君 次に、私は先日、商工委員会静岡県の富士市に紙パルプ関係の不況の実態調査に出かけました。そのときの関係から若干の質問をいたしたいと思っておりますけれども、現在紙は文化のパロメーターだということによって言われております。

そこで、私がいま申し上げておりますような金利の関係で、せめてもひとつ手当てをしてもらいたいという声が相当要望が強いものですから、そのことについてさらに中小企業庁が調べた中小企業経営調査によりますと、すべての企業が現在の金利水準を引き下げるべきだといまして、さらに六五%の中小企業が金利を一・五%以上大幅引き下げてもらわなければとてやっています。これはもう電気料金その他エネルギー関係やその他諸物価の値上がり、原材料の値上がりによっていけないんだということが実は明らか

になったわけですね。通産大臣は、衆議院の予算委員会におきまして、すでにこの金利引き下げが必要だとの趣旨の答弁を行っているんでありますけれども、このような民間の要望に対してどのような形でこたえるつもりか、改めてもう一度答弁をお願いしたいと思います。中小企業の方々が悪いのは国際経済の影響だと言っているけれども、この状態じゃないんですから、その辺をひとつ中心としてお答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(田中六助君) もちろん国内の中小企業者がこれほど倒れているわけではございませんので、早急な緊急対策をやらねばならないことは頭いっぱいでございます。したがって、中心金利が下がりましたことで政府三機関という金融三機関にどう響くかということがやっぱり問題となると思っております。御承知のように中心金利を下げたからといってプライムレートの関係などもございまして、それが政府三機関にそのまま響くということではなくて、いま言われているのは、大体一%中心金利を下げれば〇・四%の金利、三機関はなるであろうと言われているけれども、これを何とか私ども、金利体系でございまして、その人間的にあればこれできない部分もあると思っております。破格のことを今回、政府三機関に即応してやるというような破格のことをやつてのけたわけでございますので、物はついでと言つては恐縮でございますけれども、〇・四%くらいしか聞けないところを、せめてもう、かなりの幅を持ってこれが政府三機関の金利がそこにおさまるようにして、それが適度で非常にいいなというふうなことで、大蔵省のそういう金融のリード、これが私どももそういうふうな方向にできるだけ持つていこうというふうなことを考えております。

○青木新次君 次に、私は先日、商工委員会静岡県の富士市に紙パルプ関係の不況の実態調査に出かけました。そのときの関係から若干の質問をいたしたいと思っておりますけれども、現在紙は文化のパロメーターだということによって言われております。

れども、わが国の紙パルプ産業は、海外からの原料資源の獲得によって大きな成長を遂げてきたところの紙パルプ産業というものが、今日八〇年代を迎えまして資源エネルギー価格の高騰という新たな問題に直面いたしまして、それへの対応を果は迫られていくわけでありまして、これは、中、長期的には、これまでの紙パルプ産業構造の大きな改変をもちたらずにはおかないものでありますけれども、働く者にとってもきわめて大きな影響を及ぼすものにしていくと思ふのであります。

私も、今日のこの状態は、大手でも苦しい、ましてや中小企業の経営者は大変な事態になつていくであろうと思ふのであります。紙パルプ産業においては今日資源エネルギーといった局面で、その存立基盤を動揺させるほどの深刻な問題が実は提起されているわけでございますけれども、これは原料の海外依存度の増大とか価格上昇が顕著であるだけでなく、資源の絶対的な不足というものが指摘されているわけでありまして、紙パルプ産業は資源エネルギーに対する深刻な問題を内包しながら、不安定な産業基盤のもとでの展開を強要されているというように思ふのでありますけれども、この紙パルプ産業については製造業界におきましても大きな影響力を持っているというだけに、この問題をどういうように認識されておられるか、通産省にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(若杉和夫君) 短期的な問題と中、長期的な問題が当然ございますが、両方非常に大きな困難に達しておるわけでございます。

短期的に申しますれば、非常な需要の落ち込み、これは一つは全体の需要の落ち込みもありまして、先生御承知のように、昨年の前半にチップが非常に上がりまして、関連需要業界では先高見込みでかなり買い込んで、一時的には生産、出荷がよかつたわけですが、その反動がもたらした昨年の五、六月からやうやうな需要、出荷、コストの方も御承知のように燃料多消費型、

あるいはチップを大量に輸入しておりますから、そのチップは一昨年に比べれば二倍に上がつておると、電力料金、重油もそのような状況でございます。したがって、コストは急激に上がつておる、需要は低迷しておる、しかし同時に資金繰りも悪化しております、生産をそう落とすわけにはいかないという困難な状況でございます。在庫が累積しておるということで、非常に短期的にはリサイクルの景気変動プラスアルファの事情がございまして、非常に困難な状況に陥つておる事実がございまして。

中、長期的に申しますれば、先生いま御指摘になりましたように、チップ材をほとんど、四五％海外に依存しております、特に針葉樹、核になる針葉樹につきましては北米等にさらに集中をしております。そこで、そういう資源問題でエネルギーと同様に非常に不安定性、量的にも質的にも不安定性を持っております。かなり将来は不足するという見通しがあります。しかし、これも非常に長期な対策を講じませんと、一年、二年ですぐ造林をできるわけじゃございませんので、中、長期的な観点から資源の多角的な分散あるいは直接の造林、その他を積極的に関与していかなくやならぬという問題がありますが、現在の紙パルプの体質から言つて、なかなか資金調達その他も困難だということ、非常にそこに問題があるわけでございます。

それから、全般的に見ると、やはりかなりの過剰設備問題を抱えております。もう紙パルプの——物によつてもいろいろ違ひますけれども、全般的に一言で言えば、かなり設備過剰という問題も内在しておるわけでございます。チップ以外の燃料問題、電力問題というの、どうしてもかなり多消費型産業でございまして、省エネルギー、代替エネルギーへの転換を進めなければならぬということでございます。非常に中期的、長期的あるいは短期的にいろいろな困難な問題を抱えておると、容易ならざる事態であると、こういう認識でございます。

○青木新次君 産業構造審議会が昨晩ですか、答申を出しましたね。この中では、従来も言われてきたわけでありまして、いまも局長のおっしゃつたように、八〇年代というものは基本的に原材料不足の時代だという認識を示しているようでありまして、需要は低迷しておる、しかし同時に資金繰りも悪化しております、生産をそう落とすわけにはいかないという困難な状況でございます。在庫が累積しておるということで、非常に短期的にはリサイクルの景気変動プラスアルファの事情がございまして、非常に困難な状況に陥つておる事実がございまして。

○政府委員(若杉和夫君) 原料面の対策としては、大ざっぱに三つございまして、まず海外のチップあるいは海外の紙パルプ生産ということでございます。これはまあ、先生御承知のように、すでに業界協調では日伯、ブラジルにおきまして、すでにパルプの生産、量はまだ二十五万トン強でございますが、一応成功を見ております。しかし、造林に至つてはこれから、港からつくつていかなければならぬという問題でございますが、そういう海外の資源展開がございまして、これはオーストラリアあるいは東南アジアというところでは同様に各社それぞれ試験造林その他始めております。これから本格的な造林になるという問題でございます。これも先ほど申しましたように、現在の各社の体力からいいますと、独自で大がかりな造林展開をすることはなかなかむずかしいという状況があります。政府としても当然、共同して経済協力基金等の応援をしてやつかないければならぬという問題でございます。

それから、第二の点は、国内のチップの供給増でございます。これはなかなかむずかしいことでございますが、ただかなりの日本としても戦後造林は成功をいたしておる面がございまして、したがって、その間伐材というところに注目をいたしまして、これをどうして集荷するかという点に現在意識が集中しておりますが、御承知のように林業労働者というのはなかなか困難な労働条件でございます。もちろん林道その他の問題ありますが、労働者確保という問題がかなり現実的な問題として相当問題になつてきております。

第三は、やはり原料であります故紙の回収を上げる、利用率を上げるということが、これまで非常に省エネルギーあるいはごみの原料ということから、国民経済的に一石三鳥の効果を持つておるわけでありまして、この原料故紙の回収の安定的な発展といひますか、促進を図るという意味で故紙センターあるいは各会社別の原料ヤードの拡充、あるいは各会社別の行政指導による協力要請ということでもかなり成果を見ておりますが、本格的にはまだこれから展開しなければならぬという問題でございます。

それから、研究開発につきましてもいろいろなテーマがございまして、やはり焦眉の急は省エネルギー問題、それから原料のチップの活用といひますか、針葉樹がだんだんやはり先細りになつてきて、困難になつておりますから、その技術開発等が中心テーマになると思ひますが、これについても業界共同して研究開発を進めるように指導してまいり所存でございます。

○青木新次君 一九七九年のわが国のパルプ材の消費量が三千三百六十二万六千立方メートルであるわけですね。そのうち半分弱が輸入木材で、その中でも米國からの輸入チップの価格の推移を見ると、いま長官のおっしゃつたように、七六年から七八年までは安定していた輸入価格がそれから暴騰して、一時は三倍になったんですね。今日二倍強というところでしょう。その原因は設備投資が多過ぎて生産量を増した。わが国のメーカーの買ひあさりもあつたわけでありまして、本、当然の原因というものはわが国のメーカーが買ひあさりを過ぎたのかどうか、あるいはまた、わが国の紙パルプ生産に対する原材料の輸入は、いま申し上げたように約半分ですから、そういう国は世界にあるかどうか。その二点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(若杉和夫君) 世界の主要国では輸入依存度が比較的高いのは欧州のイギリス、西ドイツあたりでございますが、イギリス、西ドイツはどちらかといえば洋紙、紙の最終製品を輸入する

○政府委員（若杉和夫君）　先生御指摘のように、主要国で大量にいわゆる木材以外に、ほかの材料

生じたために買いあさりもあつたので、植段をどう
どんつり上げたという点もあつたでしょう。針葉
樹の点もあるでしょう。しかしながら、やっぱり
何としても外国からチップ原料を相当大量に買い
あさつてゐるという点について、需要と供給のバ
ランスを崩したということが言われるわけであり
ますから、問題は、やっぱりチップをこんなに大
量に買わないということがいま業界でいろいろさ
さやかれてゐるわけです。そのような対策のため
に、いわゆる輸入減をさせるためにどんなふうな
対策が必要か、ひとつ局長の答弁を求めたいと思

度は在庫、出荷と。出荷の例を見ましても、一四年前よりも落ちているわけでございます。しかし、たがって私は、やはり理性のあるといえます。競争はある程度競争原理で、自由主義社会経済でございまして、必要ではございますけれども、やはり業者が、大も中も小も含めまして五百社の部分分でないと思いますが、十分対外的な輸入をする場合でも、あるいはまたそれを製造する場合でも、独禁法に触れない程度にある程度のそういう頭を使っていくことが先決じゃないかと。した

九

と、こういう意見が相対立して現在高まっておりまして、この点についても先日、二十四日、私どもは参議院商工委員会、先ほど説明いたしましたように、富士市に出かけて紙パルプ産業の視察を行った際の業界からの、またメーカーからの要望のあった点は、これらの点が実はあるわけでありまして、このいわゆる備蓄センターというようなものについて政府としてはまともにひとつ取り組んでもらいたいと思うんですけれども、しかも特定不況業種に指定もされている関係もあるわけですから、その点いかがですか。

○政府委員(若杉和夫君) 先生御指摘のように、現在の故紙の利用率は四二%ぐらいでございまして、まあ国際的に見ますとかなり優等生——優等生といつても、日本の原料事情が悪いので、故紙をやむを得ず利用しているという面もあるんですけれども、恐らく国際的には高い方で、主要国で二、三〇%、三〇%ぐらいが高い方でございまして、四二%というのは省エネルギー、省資源の方からかなり優等生でございまして、先ほどからの質疑でおわかりのように、もっとも上げていかねばならぬということで、四七%というのを六十年度の目標にしております。これはぜひとも達成せにやいかぬということでございまして。

もう先生御指摘のとおりでございまして、値段の乱高下という問題が最大のネックでございまして、したがっていまして、われわれとしては、過去に故紙センターをつくって現在も動いているわけですが、なかなか故紙センターだけでは膨大なヤードあるいは各地に分散したヤードをつくらなきゃいけない、負担も大変だ、土地の手当でも大変だということ、そこで昨年からやはり急激に紙の市況を反映して下降してまいりました。これは大変だというわけで、通産省といたしましては各社に、行政指導と先ほども申しましたが、まさに行政指導でございまして、各会社別に、ノルマというほどじゃないんですけれども、かなり行政指導しまして、会社ごとにはかなりヤードがございまして、そこに相当持っていたいたわけであ

ます。その結果が相当大きいわけであらうが、現在まあ低位ながら暴落というところまではいきませんで、いまの市況から、本来なら相当暴落していると思いますが、何とか低位安定を図っておる、これはまあ一応成功しておると思ひます。

それから、ただこういうことだけでも十分ではございせんので、われわれとしては二つの方法で検討してみました。故紙センターの機能の拡充ということとでございまして。もう一つは、われわれ工場にはそれぞれ行政指導をして相当持たしたんですが、一方立て場といふんです、故紙の原料間屋、これも強化すべきであるということで、これについても場合によっては中小企業の高度化資金的な低利の、長期のお金を供給できないか、それにはまた共同化といふんです、せにやいかぬわけですが、そういう方向で数多くの、やはり大きいやつもそれから小さくて数多くのため場と言ひますか、貯水場ですね、どどんつくつていくということが一番大事じゃないか、そういう方向で努力してまいりたいと思ひております。

○青木新次君 この業界の強い要望に対して、通産省として故紙の備蓄について、たとえば故紙センターをつくる、あるいはまたいま局長のおっしゃったように、故紙間屋についてもある程度補助もしてやるというように考えてきたときに、当面の故紙の価格の乱高下を防止するために、これらの対策を講ずるとすれば大体幾らぐらいの金がかかるかと想像できますか。

○政府委員(若杉和夫君) これはやり方でございまして、新たに土地を手当てしたら恐らく一十億や二十億はすぐ飛んでしまふんじゃないかと思ひます。われわれとしては、できれば地方公共団体とか、そういうところの、要するに簡単な建屋を建てておけばいいわけであらうで、そういうものを安く借りられれば新規の資金はほとんど要らないということとでございまして、したがって、その問題は、土地の手当てをどういう形態でどういうふうにするかというのがポイントで

ございまして、買ってやっていたんじゃないかと引合ふものじゃないと思ひません。かなり低利なお金を提供してもいい、いまの故紙の価格、その他からいっても引き合ふものじゃないと思ひませんので、その辺がポイントになると思ひますが、そういう方策を採ればそれほど莫大な金でなしにかなりの成果が上がるというふうに考えております。

○青木新次君 土地を買った一十億から二十億かかる、大変だ、それはよくわかるわけでありまして。しかし、何としても今日の紙パルプ産業界を守る、そこに働く一つ一つの労働者も守るということになるとするならば、やはり故紙の回収率というものを高めて、しかも故紙の価格を安定させる、そのための故紙センターというものを前向きにひとつ検討をしていただきたいというふうに考へておるわけであらう。

新聞報道によりますと、通産省は不振に陥っている紙パルプ業界をてこ入れするために、主要製紙について四半期ごとの需要見通しを提示させて、これによる各社の減産を期待することになったというところになるわけでありまして、その点を説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(若杉和夫君) 御承知のように、非常に状況が悪化しております、それがしかもかなり悪循環を起しておるということでございまして。したがっていまして、通産省としては四半期ごとに紙の需要見通しをつくって、できるだけそれを中心にやらせて各社が自主的に生産を考へるということとが大事だと思ひまして、そういう施策と言ひますか、見通しを現在つくって出しております。しかし、それだけではなかなかうまくいかない、それだけでも万全でないという状況が一部出てきておりまして、現在業界においては業種によって不況カルテルの申請等の準備を進めておるところでございまして。

○青木新次君 業界でこの間聞いたんです、やっぱり。その中には、紙パルプ業界がこのように落ち込んできたのは、数年前の通産省の需要見通しが全く狂ったからだという声が強いですね。

この点についてどう考えていらっしゃるかということ、通産省としてはこれまで紙パルプ業界に対してその行政指導はこの面からどういうふうに行ってきたのかという点についてお聞きしたいと思ひております。

それから、海外経済協力の関係は時間がなくてこの次に譲りますんで、その関係の方はひとつ済みませんでしたけれども、御退席願つて結構です。

○政府委員(若杉和夫君) 七〇年代の産業構造ビジョンというものを約十年前につくりましたときに、確かに業界がいま言っておる通りに、現在の紙の需要を五十四年でたとえ約千八百万トン前後でございまして、それを二千たしか二百から四百万トンといふんです、それを二千年に見通したことは事実です。それは御承知のように通産省率直に言へば見通しを誤ったと言つても過言ではないと思ひます。ただ、GNPの平均伸び率を七%ぐらいというふうに考へておつたのが、御承知のように実際は四%そこそこだということの違ひが、狂つた直接の原因じゃございまして、弁解をいたしてもしょうがないんで見通しを誤つたと、石油ショックまでは見通せなかつたということとは率直に言わざるを得ないと思ひます。しかし、その間何も急に需要が、見通しがおかしくなつたわけじゃないんで、もう五年先からわかつて、五、六年先からわかつていたわけであらうで、業界の過当競争による設備増強というものも相当問題だと思ひます。紙パの設備問題についても一時行政指導をしたりしたこともありましたが、御承知のようにあんまり調整をするとかえつて設備を早くつくつた方が得だという動きも出てきまして、われわれとしては、現在の状況では、むしろ設備の新造設というのは業界の過剰設備の状況では現在ほとんど意欲はございせん。むしろ一般的な意味で省エネルギーあるいは代替エネルギーの問題とか、あるいは高付加価値製品の問題とか、あるいは海外の先ほど申しましたような問題とか、あるいは故紙の問題とか、そういう設

備を、直接設備を増強する以外の投資面にわれわれとしては指導と言いますか、の重点、流れを向けていくという方向で数年かかってそちらの方に誘導していきたいと、かように考えておるわけでございます。

○青木新次君 このような窮状を何とかして救済するということと同時に、通産省としても各社の減産を期待するということも考えておられるようであり、また、具体的なにはどのような対策が必要なのかを明らかにしてもらいたいこと、それから、たとえば先ほど私が申し上げました特定不況産業の安定臨時措置法による四業種について、それを後で政令で六業種ばかり指定したわけであり、その中には設備の共同廃棄などという問題も実はやることになったわけであり、また、特定産業として現在の段ボール原紙製造業に加えて、他のクラフト紙やコート紙や上質紙などの製造業を指定するということになるのかどうなのか、その点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(若杉和夫君) いわゆる特安法に基づくものは業種指定の期限が法律上明記されておりましたが、それを過ぎておりますので、現在法律改正でもあればそれは別ですけれども、現行法上はクラフト紙とか上質紙とかコート紙を追加することはできません。そんな状況になっております。

○青木新次君 業界でカルテルの申請を公取に申請するということには決まっておりますようであり、また、公取はどのように受け取っておりますか。

○政府委員(橋口収君) 製紙業界から現在公正取引委員会の事務局に対して、上質紙、コート紙、上さら、クラフト紙につきまして独占禁止法上の不況カルテルを申請したいという意向が表明をされております。ただ、実施しようとする制限の内容につきましては、設備の稼働を抑えるということは承知いたしておりますが、どの程度に制限するか、それからいつから回収してどのくらいの期間継続するかという点等につきましての具体的な内容につきましては、まだ説明がなされてお

りませんし、また委員会としての検討はいたしております。将来、製紙業界から不況カルテルの申請がありました場合には、法律の要件に照らしまして慎重に審査をし、できるだけ早く迅速に適否の方針を決めたいというふうに考えております。

○青木新次君 いまそういう情報はつかんでおるけれども、まだ正式には聞いてないけれども、そのときに考えるというふうなことであるようであり、また、一部は業界は、クラフト紙及び上質紙、コート紙の洋紙業界では、不況カルテルの申請があつた場合においてもこれに参加しないというふうな形で、必ずしも業界の足並みがそろつていないというふうなわけではないという新聞報道がございます。通産省はこうした業界の姿勢にいやが差したといひますか、問題のまゝとまりが少いというふうなこともあつて、洋紙市況建て直しのための行政指導を取りやめると一時報道されたことがございます。先日、上質紙とコート紙の四半期別需要見通しを提示されたといひます。この問題に前向きに対応する姿勢となつたと、このように考えていられるようであり、また、このように理解していいんですか。

○政府委員(若杉和夫君) ある特定の社がカルテルの参加について議論があるといふことは承知しておりますが、別にそれによつていやが差した事実はないといひます。市況の建て直しは現在の紙パ業界にとつて非常に重要なことだと考えておりますので、方針は一貫して変わっておりません。

○青木新次君 これらの関係の中で、不況カルテル結成の動きがいま非常に頻繁になつてきたといふ中で、公取もその動きを認めていたまゝ通産省もこの点については了解を与えて実際の行政指導によつて行われているというふうに考えられてゐるし、また、一部反対してございましたメーカーもこれに参加する積極的な意欲を持ち始めたといふように理解をされておりますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(若杉和夫君) カルテル問題につきましては業界の方の結束といひますか、参加、不参加の問題がまゝつたつたある、いい方向になりつつあるといふふう聞いております。

○青木新次君 この関係等については、ひとつ通産省としても各労働組合関係にもいろいろ相談をされて、そうして犠牲を受けるのは結果として労働者だけであつた。賃金の面や要員の面や設備廃棄その他の関係から、そのようなことが一方的になされないように、十分ひとつ意を通じてもらいたい、このように考えますが、いかがですか。

○政府委員(若杉和夫君) われわれ、おっしゃるとおりの精神でやっております。現に紙パルプ関係の長期ビジョンにおきまして、労働組合の方々の御参加をいたして十分議論も聞わしておりますし、それから現実の行政におきましても、われわれ紙パの労働者のことを常に考えて行政をしていくつもりでございます。

○青木新次君 今日、紙パルプ業界は自動車産業のそれと違つて、自動車産業は市場を求めて進出する。ところが紙パルプ産業の場合におきましては、むしろ国内消費を何ともしよつ安定させるために、安定的供給させるために、今度は東南アジアとか各国から原材料を持ってくる国内消費に充てる、こういう実態は相違があるわけですね。この点について先般鈴木総理が東南アジアを歴訪されたときに、いわゆる資源ナショナルイズムの動きについて、たとえば紙製品をつくつて半製品もそうであり、また、逆に開発輸入するといふようなことを言つてきたといふことが新聞で報道されました。この点についてはどういふように認識しておりますか。

○政府委員(若杉和夫君) 先ほどから申しましたとおり、単に造林して、チップで持つてくるだけじゃなくて、パルプまで加工する。あるいはさうに紙にして持つてくるということも十分考えられておまして、われわれとしては長期の需要見通しにおきまして製品の輸入も相当程度ふえるし、パルプの半製品も相当ふえるといふことでござい

まして、マクロ的、長期的にはそういう資源ナショナルイズムに十分たえ得るものと考えております。ただ、これは現実問題となりますとやはりベ

○青木新次君 質問を終わります。

○委員長(金丸三郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時四十分開会

○委員長(金丸三郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○田代富士男君 私は日米自動車問題について少し尋ねをしたいと思ひます。

日本の自動車生産はこの数年、年率一〇%前後の伸びを続けておりますが、五十五年年度には、御承知のとおり年に年産一千万台に達しました。その中で、対米輸出は百八十万台を含め日本の自動車輸出の輸出貿易全体に対する貢献度はまことに大きいと言わねばなりません。しかし、国内需要の伸び悩みのほかに、自動車摩擦の激化によりまして欧米輸出の伸びの鈍化などのほか、日本得意分野でございまして小型車につきまして、アメリカのワールドカー戦略によりまして一九八五年には米国製小型車が出まうと言われております。小型車における日米競争時代を迎えようとしております。これは御承知のとおりだと思ひます。

につきまして、政府はどのように取り組まんとしているのか、基本方針を明らかにしていただきたいと思ひます。

○田代富士男君 田代委員御指摘のように、日本の自動車産業の方向というのはこれからどう安易な道は私はないと思ひます。と申しますのは、御指摘のように、一割産業つまり製造業の一割産業に比べて、いつの間にか大きな日本の全産業の中にどつかり腰を据えているのが自動車産業でございます。したがって、今回の日米摩擦によりまして、アメリカから、日本の自動車輸出が多過ぎて、つまり向こうから言わせれば輸入が多過ぎてレイオフ、これが二十万近く失業者が出てくるというようなことを言われておるわけでございまして、私もたびたび国会で皆さんの御質問に答えて言っているんですけども、それは日本がよくて安くて燃料のかららない車だから、アメリカの消費者が好んでいふこととありまして、少方向違いがあるまいかということもありまして、向こうもITCあたりでは輸入車による被害がアメリカの自動車産業に影響しているんじゃないかということも判決が出ておりますし、つまりシロという判決でございまして、まあ理屈を言えは自由主義貿易でございまして堂々としておいていいわけでございますが、しかし来し方、日米関係のことを考えますと、非常に、日本の貿易量の四分の一はアメリカでございまして、アメリカにも言い分があるでしようし、それからどうしても輸出量が相互に多い、繊維、カラーテレビ、家電あるいは鉄鋼、現在自動車でございまして、将来もいろんな問題で日米間に摩擦が起こる、貿易量が大いだけに。しかも、それは技術競争、貿易競争ということになりますので、競争といたしましては摩擦ということになります、将来ともそういうことがあることは考えておかなければいけませんし、そういう際には、日米両国が自由主義貿易を相互にやろうという前提がある限りは、体質が弱っているならば背中もなでやろうという気持ちもあつてもいいんじゃないかという気もするわけ

で、といつて余りにもこちらがへりくだつて、あるいは無理をするというようなことも得策ではございませぬし、十分日米間で話し合つてこの問題をできるだけ円満に進めたいというふうにして思つておりますし、すでにわが省の機械情報産業局ではこれらの問題の懇談会と申しますか、学識経験者あるいは第三者も含めまして、そういうことでこれらの問題の処理あるいはこういう問題が起こらないように十分多くの人々の意見を聞いていくという体制をとつております。

○田代富士男君 いま大臣から御説明がございまして、わが国の今後とるべき基本方針といたしましては、機械情報産業局長の諮問機関的な立場で、ただいま大臣は懇談会あるいは経験者等と交えて対策を講じていきたいという、そういう段階であつて、まだ何一つ明らかにされたわけではない状態ではないかと私思ひます。この段階において、自動車問題について政府の対処の仕方が誤りましたならば、今後大きな問題を残すおそれがあるのではないかと危惧される面があるわけでございます。現に、アメリカの対日要求に対する対処の仕方のうち、すでにその兆しが感じられる面もございまして、それで、まず私は、米国の自動車産業界の実情について通産省として掌握をしていこうとすることを聞きしたいと同時に、私の立場から、また通産省としても、米国の自動車産業界の実情というものには大きな問題になつていくというところは承知していらつしやると思ひますが、このような状況になつたのは一体どういふものが原因になつていふかと考えていらつしやるのか、通産大臣の認識をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(栗原昭平君) アメリカの自動車産業の現状でございまして、これは御承知のとおり、かなり苦況にあるという状況だといふ認識をいたしております。現状、長期レイオフでございまして、約十九万人といふことでございまして、また、メーカーサイドの方も、一九八〇年、昨年におきましては、米ビッグスリーいづれも大幅な赤字を

計上するという状況になつております。GMにいたしましても七億六千万ドル、フォードが十五億四千万ドル、クライスラーは十七億一千万ドル、合わせて四十億ドルを超えますような大幅な赤字を計上しているといふことで、米国の自動車産業、これはメーカーあるいは労働サイド両面におきまして非常に悪い指標が出ておるという感じでございます。

それから、この米国の苦況をもたらした原因でございまして、何と申ししましても、アメリカの自動車需要全体が落ち込んだということが一つ大きな原因であらうかと思ひます。これはやはり米国の景気の後退、リセッションの影響によりまして需要が落ち込んだと、さらに米国内におきましてインフレ対策としての高金利政策というのがございまして、これによりましてさらに販売が落ち込んだと、両面あると思ひますが、そういう意味での需要減といふものが第一にございまして、第二には、やはりガソリン価格が非常に米国内において高騰いたしておるという状況がございまして、そういうことを背景にやはりアメリカの消費者が燃費のよい小型車に需要を移した、したがって、従来大型車を中心にしておりました米国の自動車メーカーが、これに対応できなかつたといふところが主要な原因であらうかといふふうに考えております。

○田代富士男君 ただいま局長からお話がございまして、いづれにいたしましても、日本製の小型車がアメリカの大きな需要にこたえてきたことは間違いないし、これはアメリカの消費者にとつて大きなメリットであつたと思ひますけれども、この点も私は再度確認しておきたいと思ひます。

○政府委員(栗原昭平君) ただいまお答え申し上げましたように、日本車が非常に燃費もよろしいといふことは、これはもちろんでございまして、それから品質、性能の面でも非常にすぐれておるといふことだと思ひます。特に故障が少ないといふことが非常に評価されております。したがいまし

て、小型車の維持費といふものが非常に安くて済むといふような面も含めまして、米国の消費者から歓迎されておるというふうな考えをしております。

○田代富士男君 そこでアメリカのビッグスリーでございまして、先日矢野書記長を団長といたしまして訪米団が参りまして、いろいろ現地の実情を掌握してきた報告も私は聞いておりますけれども、御承知のとおり、アメリカではこの二年間に販売台数が二百八十万台ほど減つておりましたが、それに対して日本車は四十万の増といふうなことが実態でございまして。しかし、このビッグスリーが今後どう対処しようとしておるのか、やっぱり日本政府としてもこれを着実に掌握をしていなくちゃならないと思ひますが、どのようにそういう実態を掌握をしていらつしやるのか、掌握していらつしやる内容の御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(栗原昭平君) 米国内におきます自動車産業の苦況といふものが、アメリカのビッグスリーの対応のおくれといふことにあることは、これは米国内において広く認識をされておる事実かと思ひます。ビッグスリーのサイドもやはりそういう事情を踏まえまして、これからの自動車といふのはどうしても小型車移行が必然であらうといふことを前提にいたしまして、従来はそれへの対応がおくれておつたわけでございまして、米国のメーカーとしてもこれから早急に小型車生産体制を確立したいといふのが彼らの計画であらうと考えております。それぞれ三社とも計画を持つておるわけでございまして、合計八百億ドルとも言われておりますけれども、そういう非常に巨額な小型車生産投資といふものをそれぞれ考える、現に着手をし始めておるというのがいまの状況でございまして、すでに出ておる小型車といたしましては、クライスラーはKカーといふのがございまして、それからGMのXカーといふのもございまして、あるいはフォードのエスコート、リンクスといふのもございまして、またことしの五月ごろにはGMのJカーといふような車も出てくると

○國務大臣(田中六助君) 先ほどから申し上げておきますとおりに、私に言わせれば来週までごろには向こう側から来ると思います。ただ、大統領がちょっとピストルで撃たれているという不祥事がございしますので、多少そういう日本に来る人たちの編成がおくれるかもわかりませんけれども、別に生命にも異状ないと、政府にも大きな支障のないという報道が事実なれば、私どもは、予定どおりに向こうから何人か、数人かの代表が来ると思いますので、そういう人たちの意見を私ども、

ここにおける西局長初め事務担当が詳細に聞き入れ、それを分析して、その結果、長い間の通産省の経験、それから自動車業界との話し合いというものを進めていっても十分間に合うという確信がございまして、現在のところそういうことで対処しようという手はまずでございまして。

○田代富士男君　いま通産大臣から、レーガン大統領の不祥事があったけれども来週ごろはアメリカが来るんじゃないかということでござい
ます。

そこで、もし自主規制をする場合どういう問題があるか。これ少しばかり私申し上げてみたいと思います。レーガン大統領が主張する日本の自主抑制策といましては、一つは、日本政府が自動車業界に対して輸出の自粛を期待すると、こういう方法があると思うんです。第二番目には、輸出入取引法による規制を行う。三番目には、御承知のとおりに輸出貿易管理令による規制を行う。こういうことが考えられると思うわけなんです。

いま一、二、三と申し上げましたけれども、一の場合はどうなるかと。これは御承知のとおり、アメリカに反トラスト法という法律がございますけれども、これに抵触することは明らかでございます。自動車輸入抑制によつて損害をこうむつた者、アメリカの消費者、あるいは消費者団体、ディーラーその他からの、こうむつた者から損害額の三倍に及ぶ賠償請求の提訴か、または司法省みづから提訴することが考えられる。そうした場合には日本は敗訴になることは目に見えております。そうした場合に日本自動車産業界の打撃は大きく、それを避けるためには、その前提といひまして、アメリカの反トラスト法の適用除外とするという新たな立法措置がアメリカの議会において講じられる必要があります。これは問題が非常に複雑なことであるということが考えられるわけなんです。

今度は二番目の場合。貿易業者団体として数量の規制を行うことになりまして、これまたアメリ

カ
の
反
ト
ラ
ス
ト
法
に
抵
觸
す
る
お
そ
れ
が
あ
る
。

三番目の場合は、アメリカはもとより、日本が本来その主義としている自由貿易主義に反しまして、しかもこれはアメリカだけでなくして、ＥＣなど他国から他の品目、テレビやエレクトロニクス製品なども含めまして新たな規制の要求が出てくる可能性はきわめて大きいと見なければならな
いと思います。

これはいずれにいたしましても、これらの方法は米国内の小型車需要の拡大という現実を目をそむけることになりました。米国の小型車生産の対応も間に合わないという実情は御承知のとおりでございます。日本製自動車関係ディーラー約四十万人おとす聞いておりますけれども、これも無視することはできない。現実的ではございません。また、アメリカに二国間による政府協定はしないという考え方もあるわけなんです。そういうことを考えまして、もし仮に百歩譲って自主規制を求められるとしても、自主規制の期間というものもは長くしてはならない。短くし、台数についても日

三の場合、それから、もし百歩譲って自主規制が求められた場合のことも申し上げましたけれども、問題を解決しなくちゃならないし、問題解決の糸口をどうとらえ、どのようにいま一、二、三、あるいは自主規制の場合といったことに対して御答弁いただきたいと思っています。

○政府委員（藤原一郎君） お答えいたします。

いま先生のおっしゃいました自動車産業の置かれました状況並びにこれによってアメリカの自動車産業がどうなるかというふうな点につきましてはお示しのとおりであろうかと思ひます。

と云つて、自爾の方法論についての御質問でございますが、確かに大まかに言いますと、いま先生がおっしゃいました三つの方法に分類されるかと思ひます。ただ、自爾の場合におきまして、いわば見通しとして従来、昨年の十一月十二月、ことし一三と、まあ一応見通しとして示したことがございますが、この辺の方法論でございますと、実は独禁法とは關係がない、こういうことでございます。ただ、その補償をどうするかというふう

な問題が別途あるわけでございますが、現実にはいろいろと三つの方法大まかに分けられますが、いろんなバリエーションがあり得るわけでございまして、その中で方法論としては自衛をやります際には工夫を要するかと思っております。先ほど大臣から御説明ございましたように、来週もしくは再来週あたり、アメリカ側から事実を説明するためのミッションが参ります。これは交渉するために来るわけではございませんで、アメリカ側のタスクフォースの結論として国内対策はこういうふうにいたしますという説明に参るわけでございまして、われわれはアメリカがどれだけの努力をするかということを見ました上で、かつ独禁法に関する説明のできる方も来る手はずでございますので、その辺は十分に詰めまして、御心配のないような形で処理していきたいというふうに思っております次第でございます。

○田代富士男君　時間が参りまして、最後にこれ
は大臣にお尋ねいたしますけれども、先日の予算

委員会では御承知のとおりに鈴木総理は、一方的な対米輸出規制の要請は応じないとのわが国の立場を堅持しつつ、米国が自動車産業を再建するためにどのような具体的な措置をとろうとするのか、わが国としてこれを見きわめつつレーガン政権に対して、米国内の保護貿易主義の台頭を抑えるように求めることであるというこういう考え方を表明されたわけでございます。私は、この鈴木総理の答弁に対して同感でございます。

そこでこの際通産大臣は自動車問題で訪米の用意はあるのか、向こうが来るのを受ける立場でございませうけれども、今度はアメリカから来た、まだ五月まで時期もありますし、総理訪米前に通産大臣自身が訪米の用意はあるのかということをお聞きしたいということ、五月の日米首脳会議に臨まれる鈴木総理にいかなる意見を具申されるつもりか、これはレーガン大統領の不測の事態が生じましたから、日程等がまだどうなるかは定かではありませんけれども、いづれにしましても日米首脳会議に臨まれる総理にいかなる具

申をされるのか、第三点。

最後ですから、重ねてここで明らかにしてもらいたいのと同時に、最初に私がお尋ねをいたしましたとおりに、遠くない時期に迎えるであろうと予想される小型車をめぐる日米過当競争時代をどのように乗り切ろうとされるのか、これは三番目でございます。

そしてまあ国際車の競争時代が参ります。その時点で国際車として現地生産をし、現地の車と競争していく必要性についてもお尋ねしたい。

たとは、御承知のとおりに、日産自動車はイギリスから進出してもらいたいという要請を受けておりますし、これをチャンスとして現地での対外活動をしたいというような意向を持っておりますが、今度はトヨタ自動車は海外進出に慎重な態度をとっている、対応にこういう幾分違いが見られるわけでございますけれども、こういうものを含めまして、今後の日本の自動車産業政策のビジョンについて早急に確立される必要があるのでは

ないかと思ひます。

また、防衛が自動車かというような巧妙なアメリカの外交に乗せられて国益を損する様なことがあつてはならないと思ひますが、あわせて通産大臣にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中六助君) 私の渡米の問題と、総理にどういふふうに進言するかという問題を一緒に答えさせていただきます。

私は、向こうからも来ようし、こちらからも行きますし、結論を出す場合に私が行った方が都合がよければ行くことは少しもいとておりませんし、必ず話し合いが成功するという大きな動機になるならば必ず私は行つてみたいというふうな思ひでおります。したがって、これはどういふふうに進言するかということでございますけれども、総理も私も、アメリカもそうでございますが、この多分出るであろういろいろな外交問題、国防問題などもあるでしょうが、そういう問題とこの経済摩擦、自動車の問題は切り離して考えたいと、あるいは切り離して解決したいということが両国の願望でございますので、そういう進言するとすればそういうふうな解決の仕方をやりたいと、総理も自分が訪米する前にこの自動車問題は片づけてほしいということでございますので、たまたまアメリカ側の大統領の意見も鈴木総理の意見も私どもの意見も一致しておりますので、私は自動車問題は総理の訪米前に解決したいというふうな方針でございます。

それから将来の日本の自動車の小型自動車、アメリカも投資をやつて非常に活発になつていくだろうが、その間の競争あるいは将来の展望はどうかという御質問でございますが、私は日本の自動車産業を見ておまして、まあ自動車産業自身も自信を持っておるでしょうけれども、GM初め、アメリカの自動車産業がこの数年、日本にこのような凌駕をされるだらうなと思つたことはなかつたと思ひます。たとえば、先ほど栗原局長も言つておりましたけれども、日本の自動車は、たとえばアメリカの自動車に比べますと、修

繕と申しますか、そういう整備などが、日本が一回のところをアメリカは五回ぐらいかかるそうです。多少日本の車の方が高いんですけども、それでもよく売れるという様なこと。これは何故原因かと申しますと、やはり技術力、つまり日本の働いておる人たちの腕の力もあるでしょうし、それから機械そのものの優秀さもあるでしょうし、いまあらゆる観点から、将来何年かたつてアメリカの小型車との競争になりまして、私は日本の自動車に負けようとは思ひません。むしろ、アメリカ側は自動車産業はこれで衰微していくんじゃないだらうか、アメリカの国内では、という様な考えさえ浮かんでおるようでございますけれども、私も、私どもは自動車産業をより以上技術化し合理化するということは、値段も安くすることでしょうし、燃費もかからない方法をとつていけるといふ日本の自動車産業の自信が私は将来とも生かされるんじゃないかと。したがって、その声を大きくして日本の将来の自動車は大丈夫だということとは言わなくても、おのずから私は道が開けていくし、また道を開くだらうという確信を持っております。

それからまた、こういう競争もさることながら、将来の日本の産業というものも含めまして、私は将来またいろんな機会に摩擦があるかもしれないけれども、日本はより一層技術をみがいて、技術競争にも勝つ方向ですべてを持っていきたい。

それから、投資をやることによってかなり緩和されないう御質問もございましたが、私は日本の日産あたりが、アメリカ大陸はもちろんなE.C諸国にも投資促進をやろうとしておりますし、といつてトヨタも別に投資をいとしておりわけがなく、フォードとの関係もまだ切れておりませんし、それぞれ自由主義経済でございますし、経営の方針に多種多様ありましようが、積極面と消極面があるだけで、やはり日米間のこういう摩擦については相互に投資乗り入れといひますか、第三国貿易とかいふものを含めまして、

貿易の多様化というものを私は日本の自動車産業も考へていいんじゃないかと思つと同時に、また現実これからの日本の産業も考へておるといふふうな思ひでおります。

○馬場富君 いまの田代議員の質問と多少関連いたしまして二、三点、日米自動車摩擦について質問いたします。

先ほど大臣の答弁によりまして、首相の訪米前に一応的期には解決していきたいという意向でございますが、やはりこれは首相の訪米等に対してこの問題を組まして考へていくのか、それともこれは別個に、多少時期が長引いてもそういう考へ方があるのか、そこらあたりのところをちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(田中六助君) 私も、総理も、外務大臣も一致しておるわけでございますが、総理の訪米の前にこの自動車問題は片づけておきたいという方針で一致しております。

○馬場富君 先ほどの報道等によれば、レーガン大統領が不幸な事故に遭われましたけれども、政策的には変化がないという報道でございますが、やはり新たな経済政策を打ち出されて前進的ないま取り組みであります。その中でやはり自動車産業の再建も考へられておるようであります。そういう中でやはり、先ほどの質問の中でも何点が言われましたが、大臣はレーガン政策の自動車再建に対する日本車との関係を、どのように大臣としては分析してみえますか。

○国務大臣(田中六助君) アメリカの自動車産業をもう少し力強くさせよう、そういうことで日本の自動車の輸出も多少待つてくれということなんではないけれども、あくまで両方は自由主義貿易をたてまえとしていこうという方針は両方一致しておりますが、その間、それならばGM初め、フォード、クライスラー、向こうの三大メーカーといふものが大きく立ち直るかということについてでございますが、他国のことについて私どもがいろいろとかく言うのはできるだけ避けたいと思ひますけれども、日本側から申し上げますと、先

ほども申し上げましたように、日本の自動車産業の合理化、近代化、高度化、つまりロボットなども使つて非常に合理化された自動車の製造をやつておりますし、また、その製造に用いる鉄鋼板と申しますか、フラットな鉄鋼などにつきましては、世界に冠たるものでございますし、エンジンにつきましても、結局いま燃料高の折から非常にふさわしいという様な燃費の消費型になつておりますし、要らない、そういう状況下でございますし、技術というものが遊んでゐるわけじゃない、やっぱり日本の大きな一割産業としての、基幹産業としての使命を自動車産業も担つていておられますし、そういう点で私はアメリカの自動車産業の育成あるいは強化というものをレーガン政府が打ち出しておつても、日本の自動車産業もこれまで時の経過とともに技術というものに重点を置いて進むであらうということを確信しておりますし、まあ負ける勝つということとは別といたしましても、私は日本の自動車産業が埋没してしまふとか、あるいは何かそつちの方向に行くといふようなことは、現在のところ、通産省の中でもいろいろ討論するわけでございますが、そういうことはあり得ないという断言はできませんけれども、十分そういうのに耐えるどころか、また現在の状況を維持できるといふような分析をしております。

○馬場富君 先ほど局長が、近々代表団がこちらに見える。それはこちらへの視察ではなくてアメリカのルイス運輸長官が中心となつた、あのタスクフォース報告のそういう報告、運搬がたがた来るといふような意味を言われておりましたから、この点につきまして、この内容はどのようにに理解されておりますか。

○政府委員(栗原昭平君) ただいま先生が御指摘になりましたように、今回参る予定でございますがアメリカのミッションのわが方に対する説明でございますが、タスクフォース、これはある程度まとまつたと伝えられておりますけれども、大統領のところまで最終的にいろいろ議論があるいは残さ

れておるかもしれないけれども、その辺の内容についてのまず説明をすることになっております。巷間伝えられておるところによりますと、たとえばアメリカ国内におきましていろいろな公害規制その他についての規制の緩和の問題でありますとか、それから米国内におきますいろいろな税制上の措置の問題でありますとか、それから今後アメリカ産業として非常に問題になりますUAWの賃金をどう考えていくのか、そういったようなことがタスクフォースの内容ではなからうかという点、あるいは最近におきますアメリカ自動車産業の現状というものについてどういうふうに見ておるのかというような点も含めて、説明があるのではないかと、いうふうに考えております。

スクフーの報告というのはかなり重要な政策にあるんじゃないか、ほとんどのやはり主要点ではないかと、こう見られておりますが、これも報道等によれば、かなり複雑な要素である、内容であるというように私も私も理解しております。そういう点でこの問題が、私が質問する点は、この自動車産業が日本の国内産業の中に占める位置というのは、貿易を中心といたしましても、また内需を中心といたしましても大きい力を持つておるといふ点で、やはりアメリカにも重大だけれども日本にも重大な問題であるという考え方ですね。そういう点で、やはりこの点については、慎重に相手との状況を加味した上で、総理の訪米ということだけにとらわれずに、相手方の状況等もよく見ながら慎重にこれは考えて対処していくべきだといふ点で、その二、三の問題を言えば、先ほど田代議員も言われましたけれども、アメリカからは七九年から八五年に対してこの小型車の問題で自動車業界八百億ドルの投資をして、強力にこれに対処をしようとしております。これは年間にすると約百億ドルですが、日本円に直しますと二兆でございます。いま日本の自動車産業が、各社合計、全部合わしても最高投資が七百億圓ぐらいい

す、年間。そこらあたりからいたしまして、アメリカでのこの小型車に対する意欲、これからまたたいてはレーガンの新しい自動車政策に対しての意欲というのはいくつかあるのではないかと。これは必ずや軌道に乗ってくるという見て、その傾向が、昨年まではかなりマイナスであったアメリカの上位三社のメーカーが三月中旬あたりからは三・一・三増を示すような状況にアップしてきておる。こういう点と、あわせてやはり日本車が今年になってきてからはかなり輸出にダウンを来してきておる。こういうような状況からいまして、先ほど大臣は競争には絶対負けないと、こうおっしゃっていましたが、やはりここらあたりひとつ慎重に考えていかないと、というところ、レーガンが言っておる自由貿易を中心とした両方の、二国間がお互いに損をしないような解決方法とは、早くやることではなくて両方が両方の立場をよく理解し合った上で慎重に対策を長期的に考えていくことが大事だと、私はそうに考えるわけでございますが、この点大臣どうでしょうか。

○國務大臣(田中六助君) 先ほどから申しており
ますように、向こうが一生懸命開発を、次の時代
と申しますか、考えて開発を進めていく。その間
もちろん日本も一生懸命自動車産業の育成あるい
は開発を考えていくわけですが、私ども、向こう
から人が来るわけでございまして、その点やはり
十分向こうの意見あるいは向こうの状況、そうい
うものを、いま委員が御指摘のような点も、私ど
も数字上から何からももちろんこちらも調べており
ますし、質問もし、わからないところをつぶさに
聞いて、そしておまえのところの将来の展望はど
うなるんだろう、あるいは私どもはこう思うがと
いうようなことも十分話し合せて、これをでっち
上げて早目にばっばつとやるんではなくて、
十分意見を聞いた上でもちろん事は慎重に運びま
す。

ただ、私どもが願っておるのは、そんならずつ
と延ばしていつてことしの秋とかあるいはまた来

年とかいうことでは、これまで向こうも結論を急いでおるわけでございますし、私どももやはりエンドレス、終えんのないような交渉の仕方というのは相互にやはり頭のどこかに大きな問題を残しておることになりますし、慎重にやらなければならぬこととはもちろんでございますけれども、一応の目安というものは総理渡米前に片づけたという方針でございます。

○馬場聖君 専門家たちの意見の中から出ておりますのは、やはり長期的にはいろんな見直しの問題もございしますが、今日の日本の自動車にしても電算にしても、あらゆる産業が世界的に飛躍をしたというのは世界からの貿易刺激が一番大きい原因であった。これが国内だけにとどまったならはいわゆる国内産業はこのように発展しなかったというところが一様の意見であります。

そういう点からも、ひとつこの問題についてやはりそういう点、慎重に考えていただきたいという点と、もう一步、いままでの進め方の中でもっとも、やはり重要産業だけに、また雇用問題も抱えた各業界というものが非常に影響が大きい。こういう点についてやはり業界との話し合い、そういう点についても一つは対処の中で十分ひとつ考慮してもらいたいと思いますが、この点どうでしょうか。

○國務大臣(田中六助君) 向こうが十九万から三十万の失業者が出てきておるといふならば、こちら側も日本の自動車メーカーの直接の働いておる人たちは約六十三万七千名ぐらいおるんです。それから、下のすその方の下請企業、ディーラーなども含めると五百万人近くおるといふふうに言われておりますし、向こうも響くかもしれませんけれども私も私どもも大きな、まあ打撃のないように話し合いを進めていきますけれども、やはり摩擦を解消するわけでございますので、そういう日本の働く人、あるいはメーカーそのものの問題、そういうものもベースに考えなければなりません、そういう点は十分頭に置いた上、しかも自動車業界に絡んでおる、かかわっておる人々の意見を尊

重し、こういう人たちのコンセンサスというものこそやはり話し合いの中では一番尊いものではないかというふうに考えております。

○馬場富君　じゃ、次NC産業についてちよっとお尋ねいたしますが、このように資源とかエネルギーがほとんど国外に依存しているという日本の立場から、やはり加工貿易立国以外に生きていく方法がなかなかないという中で、自動車や、家電やあるいは機械類を中心とした輸出ということが今日の日本の経済を一つは支えてきた大きな力であったと、このように見るわけですが、先ほど来のいろいろな質問の中で、自動車を中心としたしましてもやはり国際経済環境というのはなかなか厳しい状況の中になってきていますが、こで将来を展望した場合に、わが国が生き延びていく技術立国としてのこの問題ですね、他にどんな点が考えられるんだか、こういう点について政府はいかなる技術政策を考えておるか、お示し願いたいと思います。

○政府委員(石坂誠一君) 御指摘のとおり、日本のように資源の恵まれていない国におきましては、技術立国を目指して、いろいろな点において努力をしなければならぬと存ずるわけでございますが、わが国の唯一の資源とも考えられます頭脳資源というものを結集いたしました、産業界、学界、官界、すべてが有機的に連携をとりまして、創造的な自主技術開発を行っていくことがきわめて重要であると存ずるのでございます。

このために、民間の実施いたします技術開発に対する助成を今後とも一層強化する必要があると思ひますし、また国としても国民経済上重要な、あるいは緊急性の高い分野につきまして強力な施策を推進していく必要があると存じます。

特に通産省といたしましては、エネルギー技術の開発とか情報とか航空機、宇宙等の先端産業の技術開発等につきまして積極的に施策を展開したいと考えております。

また、欧米に比べましておくれをとつておる部分がございますが、これはやや基礎的なレベルに

おける産業技術でございますが、これに對しましては何としても強化を図る必要があるわけでございまして、この昭和五十六年度から次世代産業基盤技術研究開発制度というものを創設することにしております。これについての予算を御審議をお願いしておるわけでございます。

また、もちろん国立の研究所における先導的なあるいは基礎的な技術につきましても重視し、これを充実していかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、当省といたしまして今後とも産業政策と一体になった技術政策を強力に進展するというのが必要だろと思ひまして、これによりましてわが国の自主技術の開発の促進を図る、経済の発展と国民生活の向上に尽くす必要があると思ひます。

○馬場富君 先日商工委員で視察に行つてまいりましたが、その中でIC産業を見てまいりましたが、今日のICあるいは超LSI等は付加価値化とか、技術集約型産業の典型としてその高度な発展が期待されているばかりでなく、この分野で実施された技術開発というのは今後の経済社会の情報化と省資源、省エネルギー、また経済構造の転換に不可欠な要素だというふうに私たちは見てきたわけでございます。ここでこれについては、やはり日本が人的にも技術的にも環境的にも、非常に他国に比して最適だという現地の状況等もずっと視察してきましたが、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) ただいま先生の御指摘になりましたように、LSIあるいはIC、こういったものを含みます電子工業と申しますか、そういった関連の産業というのはいわゆるわが国のこれからのリーディングインダストリーであるというふうにも私どもも考えております。そういった意味におきまして、従来からも特定機械情報産業振興臨時措置法という法律がございますけれども、この法律の対象業種にこれらの品目は当然指定しております。また法律以外におきましても、先ほ

ど工技院長からもお話し申し上げましたように、いろいろな民間の研究開発に對します助成というものを、通産省といたしましては過去から特にこのLSI等に関しては重点的に進めてまいりました。現在、日本のIC産業の水準というものは、むしろアメリカを上回るに近しいというぐらゐの感ぜられたわけでございまして、これから将来の日本のいろいろな産業分野におきまします発展というものは、やはりICなしには考えられないという状況だと思ひます。そういった意味におきまして、私どもといたしましてはこれらの産業に對する育成強化には努めてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○馬場富君 いま説明されたように、やはりそういう観点から言つても、日本が今後の世界の中でNC機械の工業の世界の中での供給基地としてのやはり位置づけというのが、実はこれからの中に非常に有望になつてきたんじゃないか。専門家のうちにもここに一つの日本の産業の目指す道があるんじゃないかというのを言われておるわけですが、けれども、この点はどうでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) ICの現在の日本の輸出というのは数億ドルのオーダーでございます。金額としてはそれほど大きくないわけですが、金銭的には、先生もおっしゃいましたように、きわめて有望な条件下にあるというふうにも私も考えております。したがって、日本の企業だけではなく、むしろアメリカの企業も日本にIC工場をつくらうという動きが出てまいつておるという状況にもございまして、日本といたしましては、この日本のいまの立地条件、技術条件にふさわしい産業であると思ひますし、将来ともおっしゃるような発展というものが期待できるのではないかとこのように考える次第でございます。

○馬場富君 大臣にひとつこの点、全国的にもかなり民間関係では関心を特つてNC産業に對する取り組みというのが各地方ごとに考えられてきて

おるわけですが、また、いま御説明のように、かなり有望な日本が供給基地としての輸出源も考えられるわけですね。そういう点でも、ICももちろんですけれども、それを一つの軸としたNC工作機械等、あらゆるエレクトロニクス産業の発展というものは、非常にいろいろな貿易摩擦等で自動車等の問題等もありますので、そういうのをやはりカバーする意味でこれからのトップにあるべきではないかというふうにも考えるわけですが、大臣もその点のようによつと努力をいれられるかということをお聞きしたいと思ひますが。

○国務大臣(田中六助君) 私ども経済摩擦というものではできるだけ避けてそれぞれの国々が保護主義の生きる道でありますし、自由主義貿易こそ日本の生きる道であります。その観点から言つてこれらの問題も対処しなければならぬというふうにも考えております。たとえばICの問題に例をとりますと、非常に日米間で不均衡でありましたところが、昨年あたりから日本の国内の市場の一五割はアメリカのIC関係で進めておりますし、アメリカから日本からも七社ぐらい向こうに行つております。非常にIC関係は均衡が保てるような貿易量になつておりました。私もほつとしておりますし、日米関係のICだけについての摩擦というものはいまのところ非常に解消しております。こういうような傾向というものを、エレクトロニクス関係、将来いろいろ拡大して一大産業としていくわけでございますが、現在のようないくつかの点というふうなものをやつていけば両国の摩擦も少なく、あるいは日本のこれらのエレクトロニクス関係の産業の発展も、そしてアメリカの発展もでき得るんじゃないかというふうにも考えております。

○馬場富君 あと私は原油価格のことでございますが、原油が五十四年度からずっと急上昇で上昇の途をたどつて、部分的には四十ドルを突破するというような上昇傾向に来ておりますが、この

値上がり今後の見通しについてひとつお願いいたします。

○政府委員(森山信吾君) ただいま御指摘のように、原油の価格につきましては、昨年秋季以降じりじりと上がつてまいつたわけでございます。馬場先生よく御承知のとおり、昨年の十二月にパリ島でOPEC総会があつたわけでございまして、あの際に三本立ての価格体系になつたわけでございまして、三十二ドル、三十六ドル、四十一ドルと三段階の価格体系ができたわけでございまして、消費国にとりましては大変困惑をいたすわけでございまして、できるだけ統一価格が実現することが期待されたわけでございまして、残念ながらいま申し上げましたような三本立ての価格体系になつたわけでございまして。

それはどういふ意味を持つかと言いますと、一番安い三十二ドルと言いますのはサウジアラビアの油でございますけれども、このサウジアラビアの油をたくさん買つております企業はそれだけ安く買つてくることができまして、逆に四十一ドルと言いますのは北アフリカを中心にした国々、その四十一ドルの体系をとつたわけでございまして、そういった国々に依存しておる石油企業は高い油を買わざるを得ないということでございます。価格体系が三本立てになつたということ、消費国におきまして油を買ふ企業によつては価格がまちまちにならざるを得ない、こういう状態になつたことを意味するわけでございまして。その一つ一つを申し上げますと時間的に制約もございまして、平均価格の推移を申し上げますと、昨年の十二月までは大体三十四ドル数十セントの線で動いてきたわけでございまして、五十六年に入りまして一月の平均が三十五ドル七十八セント、二月が三十七ドル二十二セントでございます。私どもは、昨年十二月の段階におきましてOPECが先ほど申し上げた三段階の値上げを発表いたしましたときに、ことしの三月末までに大体三十七ドル五十セントぐらいになるんじゃないかという予測を立てたわけでございまして、はば

予測どおりにいまのところ推移しているということとでございます。

なお、今後の推移につきましては、巷間伝えられるところによりますと、五月にはOPECの総会がジュネーブで行われるということも聞いておりますので、この動きいかんによつて価格はまた動いてくるんじゃないかと思ひますけれども、基本的には現在の世界の原油の需給状況は大変だぶつきでございまして、そういう意味から経済的には価格が上昇する要因は余りないんじゃないかというふうに考へておる次第でござい

ます。

○馬場富君 高騰に伴ひましてやはり原油の輸入量というのが落ち込みが出ておりますが、これは前年に比へまして一〇〇程度の減少というふうな報道されておるわけですが、これはやはり価格の高騰がかなり影響しておるのではないかと、こういうふうに私は見ておりますが、どうでしょう。

○政府委員(森山信吾君) いま馬場先生から御指摘もございましたように、原油の輸入も大落着き込んでおりますし、それから石油製品の需要も約一割落ち込んだわけでございます。いろんな要因が考えられますけれども、特に昨年の夏は大変冷たい夏であった、冷夏であったということもござい

ますし、それから電力会社の石油依存がかなり大幅に減ったという問題もございまして、それからおっしゃいました価格の高騰によりまして消費節減効果というものもあつたんじゃないかというところもございまして、そういうことが原因が絡まり合ひまして御指摘のような削減が行われたんではないかと、こういうふうに考へておる次第でござい

ます。

○馬場富君 長官は需要が減つてきたから値も上がらないんじゃないかという見通しのようですが、いやもうやはり各関係者からみんな意見を聞いてみますと、やっぱりそれじゃなくて、OPECのかつての一九七八年五月の長期戦略に対する産油国の考へ方、ここあたりが一つはこの値上

がりの中心であると。いわゆる需要に対する問題じゃないという点が一つは専門家の中からも言われておるわけですね。そういう点で、やはり実質価格を維持することや価格の上昇を図ることが、一つは戦略の中にあるわけですね。そして、先進国の輸出物価指数や消費者物価指数、対ドル交換レート等を勘案して原油の価格の調整を行うという状況ですね。先進国の実質成長率に対応して原油の価格を引き上げるといふような一つは戦略を持っておるわけですね。そういう立場からい

きますと、やはり原油の価格が上れば先進諸国の、石油消費国の物価水準は上がつてくると。全体的にはやはり先進諸国の物価水準というのはずっと上がりつつあるわけですね。そういうことからいけば、これは原油の価格は今後ともやはり引き上げられて、悪循環だけれども、これは際限なく上がるんじゃないかと。追ひ駆けつてみたいになるんじゃないかと。だから、需要が減つてきたから下がるという考へ方ではこれははかれないという

ように、よしんば向こうは需要が減ればそれだけ生産を減らすんだと。いまだかつてちよつと時期を外してはいますから一応落ちついたように見えますけれども、ここあたりでやはりどこかの産油国が調整すればびんとはね返つてくるというように危険な要素を持っておると。もうそういう点でやはりこの上昇は必至だと、こう見る向きが専門家の中に圧倒的に多いわけですが、どうでしょう。

○政府委員(森山信吾君) 私もやや同感に近いところも持っておるわけでございますけれども、先ほど私が余り値上がりしないではないかと申し上げましたのは、お断り申し上げましたように、経済的な観点から見ますと、値上げをする要因はないと、いまのごく短期間の需給状況を見ますと。そういう意味で申し上げたわけでございますが、OPECの長期戦略は、いままさしく馬場先生の御指摘になつたような長期戦略を持っておりますので、基本的にはじりじりと油の価格は上がつていくということは、これは避けがたい傾向で

はないかというふうに考へております。

そこで、消費国としてそのまま放置してもいいのかという問題がまた別途に出てまいりますので、たとえば消費節約の問題でございまして、あるいは備蓄の積み増しの問題でございまして、か、さらには石油代替エネルギーの開発を急ぐというふうな問題もございまして、それとOPECの駆けつこといひましようか、どちらが先に駆けつくかというふうな感じで、これから相当中期的にはOPECと油を使う国々との競争が激基になつてくるんじゃないかなというところもございまして、このまま放置いたしますと、御指摘のとおり油は基本的にはじりじりと上がつていく要素を十分に持つた国際商品ではなからうかと、こういう感じはしておる次第でござい

ます。

○馬場富君 もう一点、先ほどのOPECの戦略と、あわせてやはり産油国は金もなくていま十分やつていけるということも、もう量の調整なんかは自由にできるという態勢にあるわけですね。現在なかでもサウジがある程度まで理解されておるからこれは上がらずに済んでおるけれども、サウジがちよつと締めたらばびんとはね返つてくるというふうな危険な状況にあると。あわせてやはり代替エネルギーはいま本当に実質使えらうという、そういう代替エネルギーのコストからいって、やはり五十ドル前後というのは当然まだまだ石油の方が比較的安価にあるという態勢からいって、長期的に見て五十ドルライン突破はこれは必然的だと、こう見る向きもあるんですが、長官どうでしょう。

○政府委員(森山信吾君) 油の観点に着目いたしました国際市場から判断いたしますと、五十ドル原油あるいは八十ドル原油ということを唱えておられる評論家の方々も多いわけでございますけれども、私も私どもはそういう御意見があるということも十分に頭の中に置きながら、ただ八十ドルになるというところだけを前提にして政策を考へるわけにもまいらぬだろうということもございまして、先ほど申し上げましたような備蓄なりあるいは代替エネルギーの開発の増進なり、こういった政策を結ませて早く油の上昇に歯止めをかけるという政策をとることを急ぐべきじゃないかという

ようなことが基本的な考へ方になつておるわけでございます。しかし、御指摘のとおりなかなか石油代替エネルギーの開発もそう一朝一夕にはできないわけでございますので、その間に油の値段がじりじりと上がつていくのはこれは覚悟せざるを得ないだろうということもございまして、ただ覚悟せざるを得ないだろうと思ひましても、そのま

までは国民生活にもあるいは国民経済的にも相当大きなインパクトを与えるわけでございますから、それに対する対応策も一生懸命やらなくちゃいかぬと、こういう基本的な考へ方を持っておる次第でござい

ます。

○市川正一君 本日夕刻の本会議におきまして、本院も武器輸出問題等に関する決議を行うことになつておりますが、この際私も具体的事実即しなから幾つかたしたいと思ひます。

私はここに例の堀田ハガネの内部資料の写しを持っておりま

すけれども、これは堀田ハガネの前川専務が昭和五十一年八月二十九日、ソウルに出張した際の報告書であります。そのときに前川専務は、この出張で大韓重機、大同工業、統一産業、韓国鐵道あるいは韓国機械等々を訪問した際の打ち合わせメモとして、この韓国機械に関するいわゆる前川メモがつくられたんであります。この韓国機械というのは、現在は大宇重工業に合併されておる兵器産業会社であります。このメモの中に、「前回住金」住友金属であります。一豊通のラインで爆弾用パイプS M n 1 2」としてまた「中20 X T 10 h」という記載がござい

ます。鉄鋼大手の住友金属が豊通商のラインでS M n 1 2、これはJIS規格でマンガン鋼鋼材ということでもあります。その内径二百七十ミリ、肉厚十ミリ、そのシューレスパイプを爆弾用パイプとして輸出しているということでもあります。通産省はこの事実を御存じですか。

○政府委員(栗原昭平君) ただいま突然のお話で

は代替エネルギーの開発の増進なり、こういった政策を結ませて早く油の上昇に歯止めをかけるという政策をとることを急ぐべきじゃないかという

おります。たとえば「親会社が、武器生産を取りやめるように影響力を及ぼす」云々ですね。具体的に伺いたいですけれども、韓国に大韓航空というのがありますが、この大韓航空はいま韓国防衛産業振興会、ここに私の一覧表がありますが、その会長を務める企業になっております。大韓航空が、この防衛産業振興会に入るといふ資格要件というものはどういふものでございましょうか。外務省おられましたら。

○説明員(小倉和夫君) お答え申し上げます。いま先生がおっしゃいました防衛産業振興会につきましては、韓国に軍需調達に関する特別措置法というものがございまして、その第二十二條の二に、その産業振興会の設置についての項目がございまして、しかしながらその項目は、この振興会を設置するとその目的等に書いてございまして、特にこういふことこれだててはいけないうこととは書いてございせん。ただ、軍需企業及び研究機関を経営する者、そういうことになっておりました。そういうものは国防部長官の認可を受けて防衛産業振興会というものを設立することができると、このように規定しております。

○市川正一君 そのとおりですね。二十二條の二に、軍需企業及び研究機関を経営する者で構成されておるわけですね。そこで大韓航空はそういう意味で武器生産をしていられるわけですが、どういふ武器生産をしていられるのか御存じですか。

○説明員(小倉和夫君) 個々の韓国におきまして企業は軍需生産をしていられるか否か、それから防衛産業振興会のメンバーであるかどうかといったことにつきましては、韓国政府の關係者はそれについては公表できないと言っておりますので、私もその点は存じしておりません。

○市川正一君 情報知っているんですよ。戦艦を生産ですよ。アメリカのノースロップ社とF5E、またF5Fジェット戦闘機の韓国側の共同生産企業になっているじゃないですか。計画によりまして、韓国政府が一億四千万ドルを投入してノースロップ社から部品と技術支援を受けて年間

六十八機を生産する。大韓航空は兵器産業に本格的に乗り出している。ところでこの大韓航空に日本から投資している者がおりますか、どうでしょう。

○説明員(田中義典君) いま手持ちの資料がございせんので、いざ調べる必要はないと確信申し上げます。

○市川正一君 例の小佐野賢治ですよ、これは国会の議事録にもちゃんと本人の証言出ておるじゃないですか。この間の二十六日にロッキード裁判で二年の求刑を受けた小佐野賢治が九・九の資本投資をしておる。これは衆議院の予算委員会の証人喚問で小佐野自身がちゃんと証言しているわけでありまして、これは先ほど述べたところの武器投資に結果的になるといふことは明白であります。大臣が御聞きのおりでありまして、こういう状態を見逃されるのか、それとも引き揚げさせるのか、ひとつ明確に見解を承りたい。

○政府委員(古田徳昌君) 先ほど大蔵省から御答弁いただきましたような方針で私も対処したいと考えております。

○市川正一君 そうしますと、私が読み上げた福田元総理のあの御見解、これは生きている、そういう方針でこの九・九の大韓航空に持つていくことに對する処理をやつていくと、こういうことですね。

○政府委員(古田徳昌君) 先ほどもお答えいたしましたように、個別ケースにつきまして大蔵省の方から具体的な御相談がありました場合に、そのケースに応じて私も十分検討してまいりたいと考えております。

○市川正一君 大臣お伺いしますけれども、周知のように小佐野賢治というの、これは大韓航空の株を保有している一人の外国人なんです。彼自身、小佐野賢治自身が衆議院の予算委員会の証人喚問において証言をいたしておりますけれども、ベトナム特需で大もうけをしたいわば死の商人の間柄であります。こういうものを日本として

放置しておくというのは、結局武器輸出三原則そのものをしり抜けにしよう、また今度の国会決議の趣旨にも反すると思うのでありますが、大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(田中六助君) 先ほどから古田局長が答えておりますように、私もは大蔵省からそういう個々のお尋ねがあれば、ケース・バイ・ケースで十分調査検討してまいりたいと思っております。

○市川正一君 十分それじゃ調査し研究し、その対応をぜひ至急お知らせいただきたい、こう期待いたします。大臣、よろしくございませう。

○國務大臣(田中六助君) そういうお尋ねが正式に大蔵省からあれば、私も先ほどから申し上げますように、そのケースにのっとって検討していきたいというふうな思っております。

○市川正一君 検討してください。じゃ大蔵省の方もそういう点で至急調べて通産の方と協議していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○説明員(田中義典君) 至急調査いたしますので、その結果を御報告いたします。

○市川正一君 私は幾つかの事実を指摘したのでありますが、この問題において財界はどういうことを言っているか。武器輸出三原則は法律でも国際条約でもなく行政指導、それなら時勢の変化とともに変わるものだ、つまり武器輸出三原則ならいつでも後退させることが可能だと、こう言っています。通産大臣も武器輸出禁止法の制定にいろいろ御見解を述べていらつしやいますけれども、よもや大臣は法律の改正なしにいつでも武器輸出ができる仕組みを残しておきたい、こうお考えになつていられるわけではないと思ひますが、確認しておきたい、いかがですか。

○國務大臣(田中六助君) 私どもは国際的紛争を起すような原因にならないということを踏まえ、武器輸出三原則並びに政府統一方針にのっとつて対処してまいりましたし、またこのたび国会の議決がありますので、その文言にのっとつてこれらの処置をしていきたいという基本方針でいき

ます。

○市川正一君 だとすれば、さらに伺ひますが、たとえば財界は何を反対の論拠としていられるか。法制化されると武器の定義が問題となり、場合によっては汎用品や汎用品も武器として扱われ、輸出ができなくなるおそれもあるというふうな言っております。これが彼らのいふ大義名分でありまして、通産大臣もこの論にこみ込まれますか。

○國務大臣(田中六助君) まあ財界という非常に抽象的な表現でございまして……

○市川正一君 稲山経団連会長です。

○國務大臣(田中六助君) 私どもはそういう方々が何を言おうと、まあどなたがどう言おうと、先ほど申しましたように武器輸出三原則、それから政府統一方針にのっとり、また特に三月二十日の衆議院における決議案にのっとりまして、制度上の改善も含めた実効ある措置をとるといふ一つの国会の方針も含めて、それを踏まえて対処していくという方針でございまして。

○市川正一君 私はこういう財界の議論、まあ大臣は必ずしも明確にいまお述べになりませんでしたが、武器の輸出禁止はいいが、民生用に使われる汎用品まで禁止されるおそれがあるから法制化できないという議論は全くでたらめだと、こう言わざるを得ぬのであります。

もしそう考へていられるならば、方法はちゃんとあるわけでありまして。わが党が発表した武器禁輸法案は、武器あるいは武器専用の部品や半製品は禁止するけれども、汎用品や部品については、輸出者に使途証明書を提出させて、軍用でないことが証明されれば輸出できるよう提案をいたしております。この使途証明方式というのは、私は現実性を持つものだと思います。

ここに私新聞の三月のあるコピーを持てまいりましたが、去年の五月まで経団連の防衛生産委員会の事務局長をしていた千賀鉄也氏、御承知だと思ひますが、この人が使途証明という構想、方式を提案しているんですよ。私は、要はやる気であり、いわばそういう政治姿勢がすべてだと思ひま

すけれども、通産大臣、こういう方式、すなわち使途証明書方式、こういうことを含めて法制化を前向きに検討される御意思はないのか、重ねてお聞きしたい。

○委員長(金丸三郎君) 古田貿易局長。

○市川正一君 実務的な問題じゃないに、私、大臣としての決意といえますか政治姿勢として伺っているんです、技術的問題じゃないに。その点お伺いします。

○国務大臣(田中六助君) 先ほどから申し上げておりますように、私どもはその行為が国際的紛争の原因になることを避けねばなりませんし、政府の武器輸出三原則、それから政府統一方針、こういうものにとると同時に、今回新たに三月二十日に衆議院で議決されましたその方針にのっとって対処するという方針でございます。

○市川正一君 古田さん、せっかくでしたが失礼いたしました。

時間が迫ってまいりましたので、次に中小企業問題について伺いたい。

一九七七年の八月から中小企業庁に倒産対策室が設置されておりますが、その体制はどのようなことになっておりますでしょうか。

○政府委員(中澤忠義君) 中小企業庁に設置されております倒産対策室でございますけれども、その主たる業務は倒産防止対策の企画立案、それから事務の連絡調整でございます。また、小規模企業者から具体的な相談に應ずるということになっておりますが、現在の体制といたしましては、室長のほかに室員が八名おります。また、このほかにも四名が他の課と併任がござっております。合計十二名の体制になっております。

○市川正一君 十二名と伺ったんでありますが、結局いろいろ伺ってみると、大臣もお聞き願いたいんですが、全員がほかの仕事と兼務しているんです。たとえば室長は小規模企業部の参事官と兼任し、五名は小規模企業指導官と兼任、そうして指導官の方の仕事で手いっぱいというのが偽らざる実情であります。倒産対策室長は、しかも専

従者なしで小規模企業相談の任に当たっているこれらの人たちは、非常な多忙のため連日深夜まで残業を余儀なくされている。大型倒産が起これば現地に行く。また豪雪といえは雪害対策も担当させられるということで、非常な多忙だと私は聞いておりますし、実際そうだと。こういう体制で責任を持って中小企業の、すでに史上最高を記録するであろうと言われてこの状況に責任を持つてやってくれるのか。私は必要な体制を充実すべきだと、こう思いますが、当事者の御見解を伺いたい。

○政府委員(中澤忠義君) 倒産対策室には、専属の室員のほかにいまお話しのように兼務職員もおります。しかしながら、倒産防止対策の多くの場合には金融対策でございますとかあるいは共済事業へのあっせんとか中小企業庁内の各課に対する連絡、あるいはそれぞれの各課で業務を推進するという場合もありますので、そのような連絡体制といたしましては現在の体制で必ずしも不十分であるというところは考えております。

しかし、倒産の問題が非常に重要、重大化しておりますので、今後ともこの体制につきましては強化してまいりたいと、かように考えております。

○市川正一君 一つの数字を私指摘したいんですが、製造業の下請業者は、統計によりまして三十七万、これに対して建設関係の下請は約四十七万と言われている。当然のことながら、中小企業庁の下請企業課は、建設業も担当していることになっておられるにもかかわらず、実際には同課は建設業者の下請業者の状況は掌握されておられるのか。この点いかがでしょうか。

○政府委員(中澤忠義君) 建設業の倒産対策につきましては、中小企業庁も中小企業対策の一環として取り組んでおりますけれども、建設省の計画局におきましても具体的にその倒産対策について推進していただいているところでございます。先日の景気対策の一環といたしまして倒産防止対策の各省協議会というものがスタートいたしましたし

て、すでに第一回が開催されておりますけれども、このような協議会の場を活用しながら建設省、中小企業庁と協力しながらその対策に当たってまいりたいと考えております。

○市川正一君 結局、建設省にお願いするという形に実態はなっているわけでありまして、その建設省自体、じゃどうなのか。建設省お見えだと思いますが、たとえば建設業における不正取引の行政の対応は、下請代金支払遅延等防止法、この第六条とかあるいは建設業法四十二条、これによって建設大臣、中小企業庁長官、県知事が公取委へ措置を請求することが出来るわけでありまして、

ところが、公取を通じて調べてみましたところ、下請法に基づく請求件数は、四十七年、四十八年、いずれもゼロであります。四十九年に五、五十年に十八、五十一年に十八、五十二年に五十九、五十三年に八十、五十四年九と、このようにともかく出はしておりますけれども、建設業法に基づくところの請求件数は四十七年から五十四年の間は八年間、ゼロであります。しかも、この対象は、先ほど言いましたように三十七万と四十八万ということで、本来ならむしろ建設業者の方が多いはずであります。ところが全然ゼロ、これは結局中小企業庁は建設省に任せっぱなし、しかも建設省は必要な体制をとっていない。建設省では建設業課がこれを担当されているというふうになっておりますが、課長お見えだと聞いておりますが、実情いかがでしょうか。

○説明員(北村広太郎君) お答え申し上げます。建設業法には実は建設業法独自の紛争制度がございまして、建設業法二十五条以下に建設工事紛争審査会という制度がございまして、これは中央建設業紛争審査会、国におきましてはそれが一つございまして、あと四十七都道府県それぞれに都道府県の紛争審査会というものが設けられて、弁護士、学識経験者等によりましていわゆる紛争の御相談、仲裁、それからあっせん、調停等に行っておりますわけでございます。この件数は、たとえ

ば四十五年に中央建設業紛争審査会で申しますと、当年申請件数十件だったものが五十五年には五十三件、前年度からの持ち越し等も含めると、四十五年の年間処理件数二十一件が五十五年は百六件にふえておられるわけでございます。また、都道府県では同じような状態でございまして、四十五年には三十三件の申請件数が五十四年には百九十三件、当年の取り扱い件数、つまり持ち越し分も含めると都道府県全体で三百四十四件というふうなふう方をしているわけでございますし、そのほか私ども建設業課、それから都道府県のそれぞれ建設業担当の部局によりまして、その紛争審査会までいく前の具体的な御相談には応じて、円

満な解決を図っているところでございます。

○市川正一君 ところが実際、あなたの方の体制を見ると下請の利益を守るための実態調査、これに当たっている調査係、何人ですか、係長一人じゃないですか、それでよろしい。

○説明員(北村広太郎君) 下請担当の調査に当たっている、確かに調査係はその係長一名でございますけれども、そのほかに建設業係というのがございます。まして、補佐、それから二係長、係員も含めまして七名の体制にございます。以上でその下請関係の処理を行っているわけでございます。

○市川正一君 だから、サボっているとか、そういう意味でなしに、これでは本当にそういう切実な、深刻な状態に対応できないじゃないかということをお私に言っているわけですか。たとえば紛争調整官室は各種のトラブルの調整や下請問題を扱うけれども、これは五十一年度に設置されてから現在も三人のままであります。こういうことで業務に忙殺されて、結局十分な対応ができないというのが実情だと私は思うんです。ですから、先ほど

も、決して十分だとは言えないけれども、という非常に言い回しに苦勞してお答えになりましたけれども、私は、どちらにしても中小企業のこういう深刻な倒産が相次ぐ状態や、いろいろの資金あるいは代金未払い等々が起こつておる中で、やはり必要な体制というものはこれは確立すべき

だ、特に建設省にこの際伺いたいんであります。たとえ製造業の場合には地方の通産局にはそういうものを扱う窓口があります。ところが、建設省の場合には地方の建設局、ここには全国八つありますけれども、そういう窓口ないんですね。だからいろいろやっぱり地方からもそういう点で苦情が出ております。私は時間が参りましたので、この際最後に伺いたいんでありますけれども、やはり地方の建設局に対しても、こういう下請問題を扱う部門を設けるべきだ、こう思うんですが、ひとつその点で建設省の御見解を承ると同時に、本来中小企業問題として責任を持っておられる通産大臣に、そういう点でもそういう体制が望ましいというふうに私は考えるのであります。御所見を承って質問を終わりたいと思ひます。

○説明員(北村広太郎君) ただいまの建設省の出先機関でございます地方建設局におきましては、実は行政事務は原則として取り扱わず、直轄工事の施行機関になっていくわけでございます。したがって、建設省部門だけ地方建設局に窓口を設けますとはいささか問題でございまして、やはり全般的な行政事務の委任という形で検討すべき問題かと思つてございまして、都道府県の窓口の強化及び本省の窓口の強化も含めまして、全体といたしまして紛争、それから相談業務の拡充には今後とも努めてまいりたい、かように存じます。

○政府委員(中澤忠義君) 倒産対策につきましては、去る三月十七日の関係協議会で決定されました景気対策の一環の中にも、倒産防止対策について特に各省協議会を設けることが決定されております。また、この各省協議会のもとに、各地域ごとに、各地域ブロックごとにその地域の関係各省出先機関あるいは日銀の支店等々も含めまして、地域の各省協議会が設置されることになっております。このような地方の協議会も活用いたしまして倒産対策の連絡、それから対策につきましまして万全を期してまいりたい、かように考えております。

す。

○井上計君 特定不況産業安定臨時措置法が五十年に成立し施行されております。

そこで、午前の質疑の中で河本長官からもお答えがあったと思ひますけれども、そのときの特安法に不況産業として指定されました十四の業種、これはおおむねその後活力をもつておる、しかし指定されていない二、三の業種については深刻な不況にあえいでいるというふうなお答えが河本長官からあったわけでありまして、その不況の業種に指定されていない二、三の業種のことにひいてはひとつ伺ひをいたしたいと思ひます。

石油化学工業がその指定されていない業種の一つであります。その後輸入の急増であるとか、あるいは国内需要の大幅な減退等によりましてかなり打撃を受けておるといふ認識を持っておりまして、このところ特に不況感が深刻のようであります。

そこで、石油化学工業の現状、それからあわせてやはりこれもまた指定されておられませんけれども、塩化ビニール業界の状況等についてお聞かせをいただきます。

○政府委員(小松国男君) 石油化学工業につきましては、いま先生からも御指摘がございましたように、国内の景気が低迷いたしておりますために相当の減産を余儀なくされているという状況にあるわけでございまして。ただ、同時に海外、特にアメリカの景気が非常に悪いものですから、米国の場合には石油化学工業というのは安天然ガスを原料といたしておりますので、そういう関係で米国とかカナダの石油化学製品の輸出攻勢、これが非常に厳しい状況でございまして、たとえば東南アジアの市場は相当部分アメリカ、カナダ製品に席巻されるというふうな状況もございまして、一方国内につきましても、ここへきて輸入が相当増加しているというところでございまして、海外からの攻勢、それから輸出市場の減少、さらには国内の需要の低迷ということで、石油化学工業自身の

生産ペースも昨年の前半は前年並みぐらいの生産で続いたのですが、後半以降落ち込みまして、前年ペースに比べてまして大体七二%、約三〇%ぐらゐ落ち込んでいるという状況でございまして。

そういうことで、特にこういう海外景気、国内景気の低迷という景気の問題がベースにあるわけですが、同時に、先ほど申し上げましたような原料高という問題がございまして、この点につきましても単なる景気問題ではなくて、構造問題というのにも秘めておられるわけでございまして、そういうことで、現在石油化学工業の国際競争力上の問題ということにつきましては、昨年七月に石油化学原料問題懇談会というものをつくりまして、そこで今後の石油化学工業の体制をどう持つていったらいいかという問題も含めて検討をいたしておる状況でございまして。

さらに、その石油化学製品の中でも特に塩化ビニール、これは非常に現在不況にあえいでいるわけでございまして、それを脱却するために現在不況カルテルの検討を行つておるといふ状況でございまして。

国内の生産状況につきましては、これも大体石油化学製品と同様でございまして、昨年前半までは好調でございましたし、一部特に前半は仮需などがございまして、生産ペースが高かつたんですが、四月以降急速に需要が落ち込みまして、前半のたとえば昨年の三月の生産のピークというのは月十五万トンペースだったんですが、これが六月以降は十萬トン台と約三分の二の生産のペースに落ちるというふうなことでございまして、在庫も昨年の四月の六万トンからことしの一月には八万トンというところで大幅に増加しているわけでございまして。

さらに、輸入の方につきましても、本来塩化ビニールというのはむしろ輸出産業であつたわけでございますが、そういうことで内需に対する輸入比率というのは、五十二年にはたとえば輸入が一・一%、それから五十二年は二・八%、五十四年は一・一%、それから昨年は二・六%と、依然

として塩化ビニール自身につきましては、輸入比率は低いんですが、ここへ来まして輸入が相当大幅にふえておるといふ状況がございまして、たとえば昨年の十月、十一月の二カ月にございまして、従来の大体一カ月一十萬トンペースでございまして、ないしは一十萬トンから三萬トンぐらゐのペースでございまして輸入が八萬八千トンというところで、かなり輸入が急増しておる状況にございまして。ただ、ここへ来まして、アメリカからの輸出攻勢も若干緩和の状況にございまして、輸入の増勢も少し落ちついてきているというのが実情でございまして。ただ塩化ビニールにつきましては、アメリカ以外にたとえば台湾とか韓国からの輸入もございまして、輸入品は非常に値段は安いんですけれども、国内の塩化ビニール自身非常に品質もよいわけですので、それからユーザーに対するサービスその他きめ細かいいろいろのサービスをいたしておりますので、そういう面でも現在国内市場で競争力を失つておる状態には必ずしもないというふうに考えております。今後企業が努力すれば、こういう景気の回復を待ちながら企業努力、合理化努力をいたしますれば、何とか立ち直れるきっかけをつかめるんじゃないかというふうに思つておりますし、さらに一部、二塩化エチレン、これはEDCと呼んでおりますが、こういう中間原料につきましては、確かに海外のエチレン、塩素それぞれ安いわけでございまして、こういうものについては一部EDCの形で入れまして、これで塩化ビニールを生産していくということも今後は必要ではないかというふうな考えがございまして、EDCの輸入につきましては、輸入の合理化ということで共同輸入の体制を検討するということも考えております。

いずれにしても、石油化学製品、塩化ビニール製品とも、原料高の問題を今後合理化努力その他を含めて克服していかなければなりませんので、そういう問題、長期の問題につきまして、今後、業界、私ども一体になって今後の対応策について検討してまいりたい、かように考えております。

ます。

○井上計君 詳細な御説明いただきまして、まあ安心というわけじゃありませんけれども、大変御努力は評価をいたします。

いずれにしても、いま御説明ありましたように、ただ単に国内需要の減退ということだけで処理できないような非常に大きなむずかしい問題が今後の課題として残されておるようでありまして、十分御検討をひとついただき、またそれについての対策を講じていただきたい、こう思っています。

そこで、いま若干お話がありましたけれども、石油化学の海外プロジェクトについては、実際はどうなっておるんですか。どういうふうな位置づけを今後考えておられますか。関連してひとつお尋ねします。

○政府委員(小松国男君) 現在石油化学関係の海外プロジェクトは幾つか進行途上にございます。特に原料ないしは石油の確保というような観点もございまして、たとえばサウジアラビア、シンガポール等におきまして海外プロジェクトが進行いたしておりますが、これ以外にも、石油化学の主要メーカーが先進国で原料の安い天然ガスその他を原料といたします海外プロジェクトをたとえば米国、カナダ、オーストラリア等においても進めておるといふ状況でございます。サウジアラビアとかシンガポール、これは経済協力という観点も含んでおりますし、将来の市場としては一部これは国内でも引き取っていかにかねといふような問題もございまして、これについては国内の石油化学工業の生産体制、特に需給関係の調整については今後十分慎重に検討していかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

また、先進国のたとえば米国とかカナダ、オーストラリア等で石油化学製造業者自身がやっております海外プロジェクトでございますが、これは先ほど来申し上げましたように、ある程度原料が高いという情勢の中では、一部の原料または中間

原料の形で海外で生産したものを持ってくるという

ことが、今後の日本の石油化学工業の国際競争力を維持するためにも必要ではないかというふうな考えをしております。ただ、その量をどの程度にするのか、さらに国内にエチレンセンターがございまして、国内のエチレンセンターをどうやって持っていくか、それからまたユーザーの立場からいたしまして、安定供給ということも非常に大事でございます。それから先ほど来申し上げておりますが、日本の石油化学製品というのは非常に品質の面、それから技術その他サービスの面でも非常にいいわけでございます。こういう品質、技術、それから安定供給、こういうものを踏まえて国内の生産体制をどの規模に維持し、それから一部原料高をカバーする意味で海外から中間原料その他を入れて国際競争力をどうやってつけていくか、こういうことで各企業も将来の設計図についていろいろ検討いたしておりますし、私どももそういうことで石油化学工業自身が国内に十分安定供給体制を持ちながら、同時に海外の安い原料も活用するというところで、今後こういう海外プロジェクトと国内の生産体制との調整を業界と一緒に進めて、また将来の見通しを十分立てた上でその辺の調整を図っていただきたい、かように思っております。

○井上計君 わかりました。

そこで、今度は特安法に指定されておる業種の中で、先ほどちょっと申し上げたように、朝の質疑の中で河本長官は指定業種はおおむね活力を呈しておると、こういうふうなことがありました。ところが、その中に、アルミ製錬業ですね、アルミ製錬業についてはなかなかそうはまいらぬといふふうな事項も聞いておるわけですが、アルミ製錬業もいま御説明いただきましたように石油化学あるいは塩ビと同じように、輸入品の急増あるいは市況の悪化等で最近特に深刻な状態に陥っているように聞いています。そこで、なお五十三年度ごろ設定した目標値を修正せざるを得ない、こういうふうなことも聞いておるんですが、アル

ミ製錬業界という状況ですか。

○政府委員(小松国男君) アルミ製錬業につきましては、いま先生御指摘のような状況でございます。これは四十八年の石油危機のときにエネルギーコストが相当上がったということで非常に不況状態に追い込まれたわけでございます。この場合に、先ほど御指摘がございましたように、特定不況産業安定臨時措置法に基づく特定業種に指定をいたしまして、安定基本計画というのをつくらなければならぬと、このときにかなりの規模のスクラップをいたす計画を立てまして、国内のアルミ製錬業の生産規模は百万トン体制を維持するというのを決めて現在まで鋭意努力をしております。しかしながら、昭和五十四年の第二次石油危機でエネルギーコストがまたさらに上がり、電力料金上がったということで、現在アルミ製錬業というのはその当時から比べてさらに体質が脆弱化しているという状況にございます。こういう状況でございます。ことにあわせて、海外の景気も非常に悪いわけですので、アメリカその他から地金という形で相当のアルミ地金が輸入いたしてきております。このために国内の製錬業者の生産は相当落ち込んでいるというところでございまして、現在相当の減産をいたしております。そういうことで、現在の生産実績ベースはすでに百万トン体制を相当割り込むような状態になってきています。通産省といたしましては、この現状にかんがみまして業界の自主減産とあわせて、ことしに入りまして二回にわたってアルミの在庫の一部を軽金属備蓄協会が買取りするというような措置もいたしておりますけれども、いずれにしてもこれも単なる景気による増幅は受けておりますけれども、基本的にはエネルギーコスト、電力コストを中心とする日本のアルミ製錬業が非常にコスト高になっているというの

が実情でございますので、今後ユーザーその他の協力も得ながら国内の製錬体制をどうするか、また現在いろいろ進められている海外プロジェクト

ト、海外の開発輸入をどう位置づけるか、さらにそれと輸入とあわせてアルミ地金の供給体制についてどうしたいかということ、五十三年来やってまいりました安定基本計画実施につきましても新しい事態を踏まえて検討しなければならぬ時期にきているというふうに思っております。そういうことで、今後鋭意勉強しながら、またこの安定基本計画を含めた今後の製錬、アルミ製錬業の今後のあり方について検討していきたい、かように考えております。

○井上計君 かなり周辺状況が変わっておるといふふうなことのようです。したがって新しい観点に立つてまた計画の見直し、修正ということをやらざるを得ないというふうな思いがいたしました。が、先ほどからお答えの中にもありましたけれども、アメリカ、カナダに比べましてわが国の電力料金が何六〇%から八〇%ぐらい高いようなんです。当然のことながら原料もずいぶん高い、したがって国内の生産体制がいかに整備されようとなかなかこれと競合するということについては非常にむずかしい問題が今後とも出てくると、こう考えます。したがって今後の、いま取り上げましたアルミあるいは塩ビあるいは石油化学製品だけではなくて、そのほかにもいろいろと素材産業の分野の中でそういうような問題点が出てくると思

いますけれども、これ私の所見というよりもいろいろと伝えられておりますし、またこういう声もあるようでありまして、またこういう声も輸入をしていくと、そして加工面の技術革新あるいは製品規格の刷新であるとか、特殊分野への進出であるとかというふうな根本的な構造改善の指導も必要ではなからうかと、このように考えるんですが、今後の素材産業のあり方、また存続さすためにどうするかというところについてどうお考えでしょうか。これは局長から、あるいは大臣御見解があればお聞かせいただければ結構です。

○政府委員(小松国男君) 素材産業全般について先生御指摘のような問題があるわけございま

して、これについていろいろ検討していかねければならぬわけですが、例としてたとえアルミの地金につきましても先ほど私いま国内の方は非常にコストが高いと、これについては海外開発輸入を含めて体制を考えていかねばいかぬということをちょっと申し上げたわけですが、いかにいかに、問題は海外で開発をいたします場合にやはり技術というものが国内になければならぬと、また安定供給という立場からは一定の生産量がどうしても国内になければいかぬというところ、たとえばアルミの場合には国内の製錬規模をどのぐらいにするか、それから国内製錬に準ずる形で安定的な輸入ソースとしての海外開発プロジェクト、これをどういう形で進めてどの規模まで進めていくか、特に海外プロジェクトの場合には現地で非常に電力料金その他の安い立地というところを利用して、安いアルミ地金を安定的に輸入できるといふメリットもあるわけですが、いかにいかに、こういう問題、さらには一般の輸入問題を含めて製錬業全体のあり方を考えていくわけですが、同時に製錬業の合理化、それから加工段階での技術の合理化、これは当然重要でございますし、また製錬業と加工業界、これが協調しながら合理化、協調体制、こういうものをつくることで国内のアルミ製錬、アルミ加工全体の最終製品に至る産業構造を整備していかねばいかぬということにもなる。特にアルミ、石油化学その他につきましても将来の需要としては相当な大きな需要があるわけですが、それに対する生産体制、それから産業構造、こういうものを雇用の問題を含めてバランスのとれた形にしていかなきゃいかぬということでございますので、国内の製錬とか、製造の体制、それから海外の開発プロジェクトないしは開発輸入の体制、こういう問題も含めた総合的な観点に立って石油化学、アルミその他の素材産業についても今後の中長期的な観点からの検討を早急に進めていきたいというふうに思っております。

○国務大臣(田中六助君) 素材産業を含めての不

況業種、これは不況になればもろにかぶる、不況そのものをひつかぶる産業でございます、私どもはこれらの産業の体質改善と申しますか、生産から流通、それから産業構造そのもの、これは日本国内だけの措置ではどうにもなりません、やはり海外等への投資も含めまして海外諸国との十分な連携、そういうものを考えまして、国内、国外、そういうものの中からひとつこれらの素材産業の産業構造そのものにメスを入れていかねばならぬ、そのためにはそれにのっとった行政指導を十分今後とも気をつけてやっていきたいというふうに思います。

○井上計君 お答えいただきましてぜひひとつ今後ともそういうふうな体制づくり等につきまして強力な御指導をお願いをいたしたい、こう考えます。

ただ個人的な所感でありますけれども、余り通産省がそのような業界に強力な指導をされると、官僚統制だといふふうなことを言われはしないかという遠慮があるのではないかと実は気がするんです。あるいはそんな遠慮をしていないとおっしゃればそれは大変結構ですけれども、しかし私はこういうふうないわば産業界の転換期あるいは混乱期等においては、ある程度やはり強く業界に対する指導を通産省としてやっていただくことが将来のために必要であると、こういう見解を持っております。特にいま取り上げました石油化学製品にしてもあるいは塩ビにしてもあるいはアルミにしてもそういうありますし、午前中実は青木委員からの御質問がありましたように、紙パルプの問題にしても、そういう問題等についてはなかなか業界だけに任しておいたのでは将来の方向を誤るおそれがある、こういう感じが特に最近私いたしたならぬわけですが、どうかひとつ官僚統制はもちろんですよありますが、せんけれども、積極的な指導をやばりおやりいただくというところ、これは私特に要望しておきます。そこでお尋ねしたいんですけども、特安法に

ついてでありますけれども、先ほど申し上げたように、五十三年五月に制定されたとき不況業種でなかった、したがって政令によって不況業種として指定されなかった業種があるわけでありました。しかしそれ以外に現在ではいま御説明いただきましたが、かなり深刻な業種が幾つか出ておるといふことであります。特安法からいいますと、特安法制定の一年以内に指定されなければ実は事実上もう不況業種として指定されない、こういうふうなことになるようにありますけれども、それらの点を勘案すると、特安法を見直しをすべきではなからうか、こういう感じを持っておりますけれども、いかがですか。

○政府委員(宮本四郎君) 御案内のように、特安法は現在十四業種指定されておまして、それとも法律上の規定に基づきまして施行後一年以内に業種を決める、こうなっております。これは立法当時の考え方である不況業種をできるだけ早く決めて、それに対する対応策を早急にとれと、こういう思想でできたものと私どもは理解いたしております。したがっていましてそのときに十四業種に漏れたものは原則として法律の規定に従いまして適用できないという事情にございます。ところで、御指摘のように、現在幾つかの業種が深刻な不況にあえいでいるという状態でございます。その原因は、累次の石油価格の上昇等によりましてその中長期的な構造的な理由が一つある。もう一つは、景気循環というところからして不況の局面に遭遇しておるといふような局面もあらうかと思いますが、先ほど御指摘のように、たとえば紙パルプ、紙パルプにつきましては、八〇年代の紙パルプ産業のビジョンというものを産業構造審議会が答申をいただいたわけでございますけれども、それその業種の抱えている問題を本当に深く掘り下げまして、一体どのような対策が一番有効でかつ必要なものであるのかどうか、それを十分検討いたしまして、その具体的な問題の発掘とそれから手法の開発と、それからその実行ということに重点を置いて、現在業種ごと問題掘り進めてい

く準備をいたしております。私どもは現在において特安法を見直すとか改正するとかという気持ちは持っておりませんけれども、その業種に即した対応策をどうやって考えていくかと、これについては真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上計君 特安法を見直しをしないで、業種別に具体的な掘り下げをすることによって十分カバーできるというふうなお答えであります。それなら大変結構でありますけれども、もしカバーできないようであれば、思い切った特安法をひとつ改正をすることも必要ではなからうかと、このように私感じておりますので、さらにひとつ御検討をまたよろしくお願いをしたいと思います。

中小企業庁にお伺いいたしますけれども、中小企業の、主として中小企業であります。非公開株式、同族法人等の非公開株式の相統あるいは譲渡等の場合、この資産評価が、率直に言いますとかなり実は過酷である、こういうふうなところ、これはもう大方の意見であります。中小企業団体等では、十年ほど前からこれについての評価方法の見直し、改正等を実は強く要請を続けております。私も民社党としてもこの問題については早くから取り上げてまいりまして、特に私、五十二年、五十三年にかけましていふん大蔵省とも折衝いたしました。五十三年の予算委員会での問題をまた指摘をし、大蔵省ともいろいろと議論をしたわけですが、そのせいとかどうか知りませんが、五十三年度の四月に、一部この評価方法等についての見直しがありました。しかしまだ、まだまだ十分だといふふうに思っております。特に、中小企業の中には、農地の相続の猶予制度等と比べると雲泥の差があると、こういう不満も非常に多いわけがあります。ところで、中小企業庁では、これについての改正を考へる、あるいは検討するために、中小企業承継税制問題研究会というものも設置されたというところも聞いておりますけれども、その後の経過、あるいはどういふような研究が進展しておる

のか、あるいは結論が出ておれば結論、それらのものをひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(中澤忠義君) 近年になりまして、中小企業の団体あるいは中小企業者からいわゆる相続税問題、承継税制について見直しをしてほしいという要望が強く出されておるといふことは、先生の御指摘のとおりでございます。その背景といひましては、戦後の中小企業の経営者が、近年になりまして、いわゆる世代の交代の時期になってきておるといふことも一つございまして、また最近の地価の高騰によりまして、評価額が非常に相続税に關しましては高くなりまして、相続に伴う負担が増大しておるといふことがその背景にあるかと考へております。

中小企業庁といたしましては、そのような中小企業者の要望にこたえるために、昨年の十月に全国商工会連合会に委託いたしまして、中小企業承継税制問題研究会というものを設置いたしまして、中小企業の事業の承継に關します実態をまず調査いたしまして、相続税制上の問題点の検討、それから改善の方策をどうしたらいいかということを検討を進めてきておったわけでございまして、三月に入りまして、その取りまとめの段階になっておりまして、ほぼ報告書がまとまりつつあるという状況になっております。

今回の報告の主要なポイントを申し上げますと、中小の同族会社の株式の評価に關しまして、この同族会社の株式というものが市場性がございませぬ。またそのために換金性がないという実態がございまして、評価方法を改善いたしまして適正な評価をすべきであるということが提案の主たる内容になっておるわけでございまして、

具体的に申しますと、現在いわゆる小会社、一億円未満の資産の会社でございますが、この小会社に適用される純資産評価額による評価方式という評価方式があるわけでございまして、この評価方式によりまして、先ほども申し述べましたように、地価の急上昇ということの反映から評価額が非常に高くなるという問題がございまして、した

がいまして、これにかわる評価方式といたしまして、その企業の収益性に着目いたしまして、むしろ収益性から換算する評価方式を導入したらどうかということが提案の一つの内容になっております。そのほか、類似業種比準価額方式とか、いろいろな方式に關しまして、計算方法等の改善を行うという具体的な提案もなされておるわけでございまして、いずれにいたしましても、中小企業庁といたしましては、この報告書の内容を十分に研究いたしまして、この相続税の政策の対応の中に反映してまいりたいと、かように考へております。

○井上計君 まあかなり結論に近いものが出ておるようでありますが、私率直に申し上げて、まだまだこのような結論では現在の中小企業の実態からして、後継者に長年苦勞してつくり上げた企業を喜んで継承させ、後継者も喜んでこれを受け入れてさらに努力をしようというふうな、そういう意欲を持ち続けるためにはまだまだ不十分だと、こういう感じがいたします。

まだ多くの意見を私は持つております。これはむしろ中小企業庁へ私は申し上げるのではなくて、大蔵省に対してこれはもう主張すべきことでありますから、あす幸いに予算の分科会がありまして、大蔵省にも強く私自身の見解を言ひながら、大蔵省のさらに考慮を求めたいと、こう考へておりますけれども、中小企業庁としてもさらにひとつ検討を続けていただきたい。これは要望をしておきます。お答え結構であります。

そこで、若干時間、私あと三、四分、私の与えられた時間残つておりますから、これは大臣、御答弁は要りませんが、私の個人的な考へといふことでお聞きいただいて結構であります。先ほど市川委員から武器輸出問題につきまして、いろいろと質疑がございました。私、五十二年から、当時福田総理でありましたが、武器輸出三原則を見直すべきである、私は今後日本経済あるいは日本の産業界、日本の貿易立国であるが国の状況を将来とも考へるときに、特に原油の確保という

ことを考へていくときに、いまのような、武器輸出三原則をさらにがんじがらめにしたような政策を続けていくと、将来わが国がその面で国民生活にも大変な影響、被害が起きるんではなからうかと、こういう点を憂慮して、総理に率直に実は提言をしたことがありますが、福田総理に。当時は突出した意見だということ、各方面から、特にきょう市川委員おられますけれども、共産党さんからも非常に強い実は指弾、指摘を受けたことがあります。私は現在でもこの考へ方は変わっておりません。ただ、国会で武器輸出問題につきましての決議が衆議院ですで行われ、また参議院でも今夜の本会議で行われるようでありまして、

あえてもうこれを私自身の個人的な意見をこれ以上は言ひませんけれども、しかし、先ほど市川委員の質疑にありましたように、いわば汎用品の範囲をどこにするかということ、例として挙げられました継ぎ目なし鋼管まで武器の範疇に入れるとすると、わが国の、産業界としても大変なことになるんではなからうか。言ひかえまして、これは先方さんがどういふふうな使用をするかということによつて、これは多少というか、ずいぶん変わってくるわけですね。自動車一つにしても、自動車として輸出したものが、向こうが軍で若干の改造をして、兵員輸送なりあるいは装甲自動車に使えば、これはやっぱり武器になるわけでありまして、それらの点は慎重にすべきである、このように実は考へております。だから、余り武器の範疇を無制限に拡大をして、汎用品、半製品まですべて武器だといふふうな考へ方になりまして、そしてそれが国が貿易という面で首を絞めて、そして原油の確保も困難になるであらうし、あるいはその他先ほどから伺つておりますように、国民生活に必要な化学製品等の中間原料の輸入もこれまた困難になってまいりますし、産業界そのものの存立、さらには国民生活へ及ぼす影響の大きいことを実は考へております。これはむしろかしこい問題であります。お立場上、大臣としてはお答えにくいでしょうから、お答え結構であります。

けれども、最後に私自身の武器問題についてのひとつ個人的な考へでありますけれども、申し上げて、質問を終わります。以上です。

○森田重郎君 実は、昨日の決算委員会でもこの自動車摩擦の問題につきまして、外務省を中心に若干触れさせていただいたわけでございまして、本日またこの問題につきまして若干の質問をさせていただきます。かように思つております。

ところが、私こちらに参りまして、先ほど来、田代委員の質問を拝聴しておりまして、ほとんど田代委員の方から同様の質問がなされたので、私も若干質問に重複する部分があるかと思ひますけれども、そこはまあ政党支部も違ふというやうなことでお許しを願ひたいのでございまして、大臣はこの二十八日の衆議院の予算委員会におきまして、今回の自動車摩擦の問題は、これは緊急避難的な問題であるといふやうな意味の御発言。したがつて、結論的にはこの問題はなるべく短期間にその結論といひましようか、対策をはつきりしたいと、こういうやうな御発言がございました。

それから、きょうまた私の委員会、実は先ほど来大臣の田代委員からの御質問に対する御答弁を伺つておりまして、総理が五月に訪米される、それまでには何らかの一つの方針を樹立、確立したいといふやうな意味の御答弁があつたやうでございまして、この点につきまして再度大臣のお考えを承りたい、かように思ひます。

○國務大臣(田中六助君) 日米間の経済摩擦——具体的には自動車摩擦でございますが、これにつきましては、率直に申し上げまして、いまだ何らはつきりした、浮き彫りになったものはございませぬ。まず向こうから早目に來るといふことで、私もそれはそれを持つて、向こうの意見は大体どういふことなんだといふことを具体的にお聞きしたいといふふうに思つておりまして、それから対処しようといふふうに思つておりますけれども、まあ第一点の緊急避難的な云々といひますか、決まつていないからさういふことまでいくわけはない

まして見通しというものを出してまいったわけでございますが、この見通しの性格と申しますのは、業界の各社がそれぞれ考えておりますものを伺いまして、それを集計して見通しとして発表するという性格のものでございますので、実は私どもどういう水準にするかと、そういうことを申し上げるべき性格のものではないというものでございませう。したがって、四一六につきまして、これから各社の話を承てみようかという時点でございますし、四一六の水準というものがどういふことになるのか、承つた後の話というふうに御了解いただければありがたいというふうに存じます。

○森田重郎君　そうしますと、よく言われております四月の駆け込み輸出というふうな問題が取り上げられておりますが、こういった点に関して通産御当局として業界に、先ほど来いろいろ問題になっております自費とでも申しましようか、言葉はこれ非常にむづかしいようですが、その辺の指導、これまた大変むづかしい表現になろうかと思ひますが、その辺についてはどんなお考えでございましようか。

○政府委員(栗原昭平君) ただいまの時期というのは、非常にデリケートな実は時期であるというふうにも私ども考えておまして、先生おっしゃるような駆け込みというふうな動きがあることは、決していいことではないというふうに私も思いますが、したがって私も業界に対してはそういったことのないようにという一般的な私どもの考え方は申しておりますけれども、具体的にどうこうというところまでは実はいつておらないというのが現状でございます。したがって、各社の見通しというものを伺った上でその辺がどうなるかということでございますが、私どもとしては一般的にはそういうことはないようにということは見解を表明しておるわけでございます。

○森田重郎君 大分こつ細かい話に入っていくようで恐縮なんですが、問題が出た点で重ねてちょっと通産御当局のお考えをお聞かせいただければと思うんですが、仮にこれは自主規制であれあるいはまた自衛であれ、何らかの方策というものが結局話し合いという広場の中で行われなければならぬ、そういう折にもこれが自衛という線に仮につながったとした場合には、自衛の方法にもいろいろあるかと思いますが、御当局としてこれ一律削減という方法もございまして、同時にまた過去の輸出実績にあわせての比例配分的な考え方もございまして、業界内部自体にもいろいろ御意見があるようにございまして、その辺につきましても御当局として若干お聞かせいただける点があればひとつお教えを賜りたい、こう思います。

○政府委員(栗原昭平君) 先ほど来大臣もお答え申し上げておりますように、実はこれから先方の話を聞こうという実は段階でございまして、ましてその具体的な方法論等についてはまたその先の話ということでございまして、その結果についてのたゞいまおっしゃられましたようなやり方というのは、現段階では申し上げることは差し控えておきたいというふうに思っています。

○森田重郎君 大変微妙かつデリケートな問題で

すから、これ以上お伺いするつもりはございませんけれども、近々交渉国の方々がお見えになるということのでございましてね。そういった問題が出る、出ないかは別といたしまして、間接的にはやはりその辺にどうしても踏み込んだ交渉になるんじゃないかというふうな感じがこれはしてならないわけでございまして。もちろん業界の、先ほど来大臣のお話を伺っておりますと、交渉国と話し合いをして、それから業界の方々といろいろ話し合ってみるというふうな意味に、私は私なりに承知したわけでございましてけれども、そういう経過を踏まえて、それでとにかく総理が五月に行かれるまでに、その問題を、仮に決着しなくとも、決着の方向に持っていく、そういう姿勢づくりをしたいというお考えで仮にあつたとするならば、果たしてこれが、大臣がおっしゃいますような意味で、短期的に解決するものであるかどうか、その辺がちょっとタイミングの問題とあわせて気になるものですか、あえてお伺い申し上げたわけでございまして、大臣いかがでございましょうか。

○國務大臣(田中六助君) まあこの問題、タイミングは、総理には渡米して防衛問題その他の外交の懸案の問題、私どもは通産省として長い間手がけて、いろいろ指導もしてきております、それからあるいは私どもが自動車産業の關係の省でございまして、経済問題として日米間で片づけたいと、これは私どもの政府の意思でもありますけれども、アメリカの方でも、大統領も責任ある言葉で、ぜひ早急にやりたいということを書いておられます、その点では合意しておりますし、もう一つは、自由主義貿易をあくまで堅持しようということも合意しております。したがって、そういう観点から、大きな綱は敷かれていくわけでございまして、具体的にどうするかということとは、やはり私どもが、通産省がいろいろ具体的に向こうの代表といわれる人々に、日本に来るようございまして、会って、それからやはりやらなければならぬ問題と思ひますし、先ほど申しました

ように、通産省とそういう自動車メーカー、業者、そういうものは本当に過保護という、まあこれは極端でございましてけれども、そういうふうなことで言われた時代もあるわけでございまして、そういう、どちらかと言え、微に入り細に入り私どもも知っているつもりでございまして、業界も通産省のそういう一つの指導のあり方というものを長い間知っておる關係にありますので、私どもはいよいよこういうふうにしたらということ、あるいはまた業界のこういうふうにしてほしいというふうなことににつきましては、だれよりも栗原局長初め局長連中、あるいは事務方の連中は、まあ私が見ておいて、自信は持っているようございまして、私もそういう時期が来たら、それぞれもうフル回転をして、われわれ一致団結して、この話し合いの進展あるいはまために当たりたいというふうに思っております。

○森田重郎君 わかりました。そこで、ちょっと問題の視点を変えたいと思うのでございまして、先般ギリシャも輸入許可証の発行を停止したというふうな、実はこれまた新聞報道でございまして承認しておるんでございましてけれども、このほか、言うなればベルギーであるとか、フランスであるとか、イタリアであるとか、そういう意味で輸入制限をしておるような国は別といたしまして、ギリシャに類するような形で、EC諸国等も含めて、ヨーロッパあたりの各国から同じようなニュースは入っておりますんか。その辺ちょっとわかる範囲で結構でございまして。

○政府委員(栗原昭平君) ただいままでいろいろな各国で動きがある国々といましては、アメリカのはかにはヨーロッパが中心でございまして、このヨーロッパの中でも、これは色分けいろいろ御承知のようにございまして、現実輸入制限的なことをやっている国としてフランス、イタリアあるいは英国といったような国がございまして、これらの国々は、もうすでにそういうことが行われているわけでございまして、それ以外の

国で問題がありますのは、昨年の秋ごろ西ドイツがかなりいろいろ動きがあったわけでございまして、最近はやや静かになっておるという状況でございまして、とりあえずヨーロッパにおきましてはやはりベルギーあるいはベネルクスと申しますか、まあこの辺がいろいろ問題があるというところで、一月末にECのハイレベルの協議があつた際にも、この辺がいろいろ話題になったわけでございまして、というあたりのところでございまして、そのほか、ヨーロッパ以外といたしましては、やはりカナダがございまして。まあカナダについては、通産大臣も先般行かれたときにいろいろ話があつたわけでございまして、やはりアメリカと同じような扱いにしてほしいというふうな動きがあることは御承知のとおりでございまして。とりあえず問題になっておりますのはその辺かと思ひます。

○森田重郎君 これは二十九日の東京新聞でございまして、興銀調査によるものでございましてけれども、「国内経済に深刻な影響」と題しまして、二〇%削減の折に十八万人が失業、GNPもこれは一%ダウンというふうな記事——詳細は略しますが、そういうふうな記事が大きく目にとまつたわけでございまして。同時にまた、これ、三月二十九日の日経紙でございましてけれども、住友銀行の調査で、これも米國向けの乗用車が一〇%減ればGNPが一四%落ち込むというふうなことで、仮にこれが一五%になったような場合にはわが國の經常収支が二十三億ドルも悪化する、というふうな記事があるんでございまして、こういう点につきましても、日本経済に与える影響というふうなものを、まあこれ、一〇%とかあるいは一五%とか、そういう問題は別として、昨今話題になっておりますように、百五十万台であるとか、あるいは百六十万台がどうかとかどうかというふうなお話でございましてけれども、この削減問題を踏まえまして、わが國の経済界全般に与える影響等につきまして若干、大臣何かお考えがございましてお聞かせをいただきたい、こう思

います。

○政府委員(栗原昭平君) まあこの、わが国の輸出の自動車産業なりあるいはわが国経済全般に対する影響の問題でございます。

現在でございます対米摩擦問題に直接リンクするのは、これはまだ話し合いも始まっていない段階でございますのでそれはそれといたしまして、まあいろいろ計算のやり方は先生御指摘のようにあると思います。私も産業経済研究所というところに委託をしまして、同様の調査をしたことがございますが、先生がいま御指摘になりましたような数字と余り大差のないような数字も実は報告を受けたわけでございます。ただ、こういった計算と申しますのは、わりあい機械的に行う面がございまして、たとえば、輸出が一割減れば働く人も一割ずつ減るというような単純計算で行われる場合が多いわけでございまして、まあ実際には超動をやっておるといような場合もありましようし、それから、日本の企業内の慣行といたしまして、人をすぐ退職させるということもありませんし、必ずしもその計算どおりにはなるわけではございませんけれども、いずれにしても何がしかの影響があるということかと思っております。また、仮にある地域に輸出が減りました、そのほかの地域で輸出がふえるという、今度は全体としての見方も別途ありましようし、まあこの問題と影響というものを直ちにリンクして考えることがいいかどうかという問題も別途あらうかと思ひますが、まあいずれにいたしましても、自動車産業というのは日本の製造工業の一割を占めるといふ非常にウエイトの大きい産業でございますし、また、その産業に大きな影響があることはきわめて問題でございますので、そういったことのないようにひとつ私どもも考えていきたいということだと思ひます。

○森田重郎君 大臣にお伺い申し上げたいのでございますけれども、昨年の十一月のITCの結論というのはこれはもう私もよく承知しております。米自動車産業の被害というものは、輸入増大が結局原因じゃない、アメリカの不況と申しましようか、高インフレ、物価高、そういったアメリカ自体の国内経済の不況というのが主因であつて、必ずしもわが国からの自動車輸出そのものが原因じゃないというように、言うなればシロの判断を示された、こういうことだと思ひます。

そこで、実はこういう観点からしましても、仮に輸出の規制を、規制という言葉は当たるかどうかはわかりませんが、仮に輸出規制をいたしまして、即座にアメリカの業界が立ち直るというように、なことはとうてい私は考えられない、こう思ひます。したがって、立ち直らないということもさることながら、向こうから見ればかえってそれがまた逆にインフレ要因のものになるというふうなことも考えられますし、それがまたアメリカ自体の消費者にも物価高というふうな形で返つてくる。そういうような問題から考えますと、どうも私は、冒頭から申し上げておりましたように、これは半年とか一年とかという短期間においては解決できないのじやなかろうかという期間的な問題と申しましようか、その辺に非常に危惧の念を抱くものの一人なのでございまして、重ねて同じような質問にならうかと思ひますが、また改めて大臣のお考えをお聞かせいただければと、かように思ひます。

○国務大臣(田中六助君) 確かに森田委員のおっしゃるようなアメリカの国内ITCのシロという判決ももちろんそうでございますけれども、二十万人の失業者を日本の車のおかげでどうむるというふうな論に對しましても、大型車から小型車にアメリカも転換するのだから、もう人間もそう要らない。したがって日米の何か話し合いがコンクリートになったとしても、二十万人の人がだからといってすぐ雇用が回復するということではできないのじやないか、不可能じやないかということをお聞きする人もおりますし、言わなくてもそういう見解を持っている人がかなりおると思ひます。私も、日本がたとえば自讃してある程度車の輸出

を、秩序ある輸出と申しますかそういうようなことをしたからどうだということなので、直ちに即効的なものになるかどうかということは、私もそういう論がある限りはやはり一応頭の中に置かなくては行けませんけれども、アメリカの政府並びに業界あるいはそれに二十万という雇用の問題をつけて論じて正式に、これはもう一昨年の秋ごろからの問題でございますけれども、そういうふうな言つてきた場合、過去の日米の関係、あるいは現在、将来の日米貿易というものを考えた場合に、やはり体質が弱つておるんだらうと。そういう体質の弱いつきにそういうことを言つてきておるのだから、アメリカ側の立場に立てばやはり日本側といたしましても、体が弱つておるのだ。たまたま背中でもさすつてやるというふうな気持ちがあつてもいいのじやないかと。したがってこれは、ネゴシエーション、つまり交渉ではなくて、お互いに理解のある話し合いができませんならばという考えを持っております。そのために、向こう側から来る、まあ向こう側も来る以上は一人や二人で来るのじやなくて数人のチームワークで参りまして、しかもデータというものはかなり豊富に持つてくると思ひます。したがって私も、そういう観点から、疑問のあるところは質問も分析もして、それに応ずるという態勢の構想を持つておるわけでございます。

○森田重郎君 一言。幸いにしてレーガン大統領もあすからはもう判断業務は可能だというふうなNHKのニュースも伺つておりますし、二週間の入院で退院もできるというふうなニュースもこれまたNHKで承知したわけでございまして、ひとつ大臣、せっかくの御努力をお願い申し上げます。○国務大臣(田中六助君) ありがとうございます。

を改正する法律案を議題といたします。田中商産業大臣。○国務大臣(田中六助君) 石油備蓄法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。石油ガスは、全国の世帯の約六割、タクシの約九三%で使用されているほか、中小企業を主とした工業用、中小都市ガス用、化学原料用等に幅広く使用されており、いまや、年間千四百万トンの需要を持つ重要なエネルギー源の一つになっております。今後におきましても、クリーンで取り扱いが簡便なことから、その需要の増大が見込まれていくと見込まれます。一方、石油ガスの供給について見ますと、輸入量、輸入比率とも年々増大してきており、輸入先も中東諸国に偏在している状況にあり、今後におきましてもこうした傾向が続くものと見込まれております。このような状況のもとで石油ガスの安定供給を図っていくためには、石油ガス輸出国における不測のトラブル等によりわが国への石油ガスの供給が不足する事態に備へまして、石油ガスの備蓄を行うことが必要不可欠であります。今回の石油備蓄法の一部を改正する法律案は、このような石油ガス備蓄の重要性にかんがみ、石油ガス輸入業者に対し石油ガス備蓄を義務づけようとするものであります。次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。まず第一に、石油ガスを備蓄の対象に加えることとしております。すなわち、現行石油備蓄法では石油ガスは備蓄の対象になっておりませんが、わが国への石油ガスの供給が不足する事態が生じた場合において石油ガスの安定的な供給を確保するため、石油ガスを備蓄の対象に加えることとしております。この場合、備蓄義務者は石油ガス輸入業者とし、石油ガス輸入業者が常時保有しなければならぬものとされる基準備蓄量は、前年の

石油ガス輸入量に対する割合がおおむね十日分から五十日分程度となるように算定されることとしております。

第二に、石油ガスも含め石油の貯蔵施設等の設置に助成ができることとしております。すなわち、日本開発銀行等が石油の貯蔵施設等の設置に必要な資金を貸し付けたときは、政府から日本開発銀行等に対して利子補給金を支給することができるとしております。また、この利子補給金が支給できるように附則で石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部を改正することとしております。

なお、石油ガス備蓄の確保を進めるに当たっては、安全、環境対策上遺漏のないよう十分な配慮を払う必要があることはいまでもないことであり、この点に關しては、関係法令の厳格な運用等により万全を期してまいりたいと考えております。

以上が石油備蓄法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(金九三郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。森山資源エネルギー庁長官。

○政府委員(森山信吾君) 石油備蓄法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の順序に従って若干の補足説明を申し上げます。

まず第一に、石油ガスを備蓄の対象に加えることについてであります。現行石油備蓄法では石油ガスは備蓄の対象になっておりませんが、わが国への石油ガスの供給が不足する事態が生じた場合において石油ガスの安定的な供給を確保するため、石油ガスを備蓄の対象に加えることとしております。

このため、石油ガス備蓄の増強を計画的に実現するための措置として石油ガスに関する石油備蓄目標の策定、備蓄に関する計画の届け出等についての規定を設けております。すなわち、通商産業大臣は、毎年度、石油審議会の意見を聞いて次年

度以降四年間についての石油ガスに関する石油備蓄目標を定めることとしております。

これを受けて石油ガス輸入業者は、毎年度、それぞれ次年度以降四年間についての備蓄に関する計画を作成し、通商産業大臣に届け出ることとなります。

この場合において、通商産業大臣は石油備蓄目標の達成のため特に必要があるときは、届け出のあった備蓄に関する計画の変更勧告を行うことができることとしております。

また、確保された備蓄水準を維持するための措置について規定しております。すなわち、石油ガス輸入業者は、毎年度通商産業大臣が通知する基準備蓄量以上の石油ガスを常時保有しなければならぬものとしております。

この基準備蓄量は、石油ガス輸入業者の前年の石油ガスの輸入量を基礎として、その総量が、我が国の前年の石油ガスの輸入量の十日分から五十日分に相当する範囲内に入るよう算定されることとしております。

この基準備蓄量以上の石油ガスの保有を担保するために、通商産業大臣は、石油ガス輸入業者が、正当な理由なく基準備蓄量の石油ガスを保有していないと認めるときは、基準備蓄量以上の石油ガスを保有すべきことを勧告し、また一定の要件に該当するときは命令することができるとしてしております。

以上のほか、基準備蓄量の変更等石油ガス備蓄に関する所要の規定を定めることとしております。

第二に、石油ガスも含め石油の貯蔵施設等の設置に助成ができることについてであります。

日本開発銀行、沖縄振興開発金融公庫または石油公団が石油の貯蔵施設その他の施設であつて石油の備蓄の増強に必要なものの設置に必要な資金を貸し付けたときは、当該貸し付けに伴う金利を引き下げ、備蓄に伴う費用の軽減を図るため、当該貸し付けにつき、日本開発銀行等に対して利子補

給金を支給することができるよう規定を設けております。また、この利子補給金が支給できるように附則で石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部を改正し、その支出項目に利子補給を加えることとしております。

なお、石油ガスの備蓄施設の設置に当たっては、安全、防災、環境対策に十分な配慮を払う必要があることは言うまでもないことであり、この点に關しましては、関係法令の厳格な運用等により万全を期してまいりたいと考えております。

以上、石油備蓄法の一部を改正する法律案につきまして提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(金九三郎君) 本案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十四分散会

二月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、企業管理士法制定に関する請願(第六二九号)

一、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願(第六三四号)(第六三五号)(第六三六号)(第六四八号)(第六四九号)(第六五〇号)(第六七六号)(第六七七号)(第六七八号)(第六八七号)(第六八八号)(第六九三号)(第七〇六号)(第七一六号)(第七一七号)(第七一八号)(第七一九号)

第六二九号 昭和五十六年二月十三日受理
企業管理士法制定に関する請願
請願者 和歌山市小松原通四ノ九 小野田 佑三外四十六名

紹介議員 桑名 義治君

中小企業が、真に日本経済の基盤として確固たる企業体質を構築するために、一、市場動向の調

査 二、デザイン開発 三、研究・技術開発 四、製品の高級化・高度加工化 五、新製品の企画・開発等の能力と、一、製品及び商品についての責任 二、価格についての責任 三、サービスについての責任 四、情報・広告についての責任 五、公害についての責任 六、従業員に対する責任 七、福祉社会建設についての責任 八、人間として信頼される責任とを有する者を企業管理士とする「企業管理士法」を制定されたい。

理由

今日の中小企業は、全事業所の九十九パーセント、従業員にして六十七パーセント、出荷額にして四十九パーセントを占め、日本経済を支える大きな基盤となつてゐる。しかしながら、中小企業は労働集約型産業が多い上、資本装備率を向上させる等その体質の改善に努めつつもなお、生産性において大企業との間に四十パーセントの格差が存在するなど、物価政策の見地からも中小企業の体質改善は、緊要な課題となつてゐる。このような中であつて、近年、大企業による中小企業分野への進出、市場の急速なる広域化、貿易市場での発展途上国製品との競争の激化等中小企業を取り巻く環境は、ますます厳しく倒産が増加している現状にある。これまで中小企業近代化促進法等によつて中小企業の協業化・共同化等その体質改善策が推進されたが、中小企業における人的資源の限界等により、必ずしも十分に所期の目的は達せられていない。

第六三四号 昭和五十六年二月十三日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願
請願者 千葉市中央港一ノ一三ノ一千葉県ガス石油会館内社団法人千葉県LPガス協会会長 木藤将外二万四千三百名

紹介議員 大鷹 淑子君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第六三五号 昭和五十六年二月十三日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願
請願者 埼玉県秩父郡荒川村上田野一、四六七ノ一社団法人埼玉県プロパンガス協会秩父支部内 桜井桐吉外四千六百四十九名

紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第六三六号 昭和五十六年二月十四日受理
企業管理士法制定に関する請願
請願者 北九州市小倉北区若富士町二ノ一酒井重治外四十九名

紹介議員 鈴木 一弘君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六四八号 昭和五十六年二月十四日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願(八通)
請願者 福島市栄町四ノ二二社団法人福島県高圧ガス協会会長 橋本淳外五万三千百十三名

紹介議員 大鷹 淑子君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第六四九号 昭和五十六年二月十四日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願
請願者 三重県津市羽所町一三第一ビル内社団法人三重県プロパンガス協会会長 樋口裕高外六千五百二十六名

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第六五〇号 昭和五十六年二月十四日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願

請願者 福岡市博多区中洲中島町三ノ一〇福岡県消防会館内社団法人福岡県LPガス協会会長 石田平太郎外一万四千四百六名

紹介議員 藏内 修治君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第六七六号 昭和五十六年二月十六日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願
請願者 和歌山市雑賀屋町東ノ丁七ノ四朝日生命ビル内社団法人和歌山県LPガス協会会長 向山貞吉外八千八百五十五名

紹介議員 前田 勲男君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第六七七号 昭和五十六年二月十六日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願
請願者 高知市九反田五ノ四 高橋淳水外三千四百八十八名

紹介議員 谷川 寛三君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第六七八号 昭和五十六年二月十六日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願
請願者 秋田市山王四ノ二ノ三秋田県エルピーガス保安協会会長 後藤光太郎外四千六百六十六名

紹介議員 田中 正巳君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第六八七号 昭和五十六年二月十七日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願
請願者 横浜市南区別所一ノ二一ノ一 福富耕二外四千八百八十七名

紹介議員 竹田 四郎君 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第六八八号 昭和五十六年二月十七日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願
請願者 神奈川県愛甲郡愛川町中津三、七八三 井上明外五千四百七十四名

紹介議員 秦野 章君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第六九三号 昭和五十六年二月十八日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願
請願者 神奈川県中郡大磯町大磯一、二七五 重田哲三外三千二百五十五名

紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第七〇六号 昭和五十六年二月十八日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願
請願者 山口市中央四ノ五ノ一六山口県商工会館内社団法人山口県LPガス協会会長 中津井精一外七千三百八十八名

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第七一六号 昭和五十六年二月十九日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願
請願者 宮崎市赤江飛江田七七四宮崎県LPガス政治連盟内 小牟礼孝外三千六百二十二名

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第七一七号 昭和五十六年二月十九日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願
請願者 滋賀県大津市梅林一ノ四ノ一五社団法人滋賀県LPガス保安協会会長 大道良一外四千三百三名

紹介議員 河本嘉久蔵君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第七一八号 昭和五十六年二月十九日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願
請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷二ノ一八ノ三 長谷川功作外六千五百九十三名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第七一九号 昭和五十六年二月十九日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願
請願者 富山市桜橋通り六ノ一富国生命ビル内富山県LPガス協会内 竹田肇外五千四百十九名

紹介議員 吉田 実君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

三月六日本委員会に左の案件が付託された。
一、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願(第七三九号)(第八〇八号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)

第七三九号 昭和五十六年二月二十日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願
請願者 徳島市万代町五ノ七一ノ一五社団法人徳島県LPガス保安協会会長 赤星光雄外三千七百八十二名

紹介議員 内藤 健君 亀長 友義君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第八〇八号 昭和五十六年二月二十五日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願

請願者 岩手県盛岡市菜園一ノ三ノ六社団
法人岩手県高圧ガス保安協会会長
八重樫金十郎外六百八十三名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第八四三号 昭和五十六年二月二十六日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願(二通)

請願者 札幌市白石区中央三条三丁目 斉藤慶三外五千七百六十七名

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第八四四号 昭和五十六年二月二十六日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願(三通)

請願者 北海道釧路市黒金町六ノ一北海道エルピーガス保安協会釧路支部内黒谷俊司外二千五百五十七名

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第八四五号 昭和五十六年二月二十六日受理
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願(四通)

請願者 北海道静内郡静内町吉野町一丁目北海道エルピーガス保安協会日高支部内 武岡大佑外千七百二十八名

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第八四六号 昭和五十六年二月二十六日受理

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願

請願者 青森市本町二ノ四ノ一〇社団法人青森県エルピーガス協会会長 山口俊雄外八千五百名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願(第八九一号)(第八九二号)(第九四五号)(第九四六号)

第八九一号 昭和五十六年二月二十七日受理

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願

請願者 京都市右京区西院東中水町一七京都府中小企業会館内社団法人京都府エルピーガス保安協会会長 山川謙外五千八百一十一名

紹介議員 上田 稔君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第八九二号 昭和五十六年二月二十七日受理

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願(三通)

請願者 札幌市白石区中央三条三丁目社団法人北海道エルピーガス保安協会会長 水島健三外二千七百三十九名

紹介議員 岩本 政光君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第九四五号 昭和五十六年三月三日受理

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願

請願者 北海道旭川市緑が丘二条三ノ一

一四 横内春義外二千四百六十六名
紹介議員 北 修二君
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第九四六号 昭和五十六年三月三日受理

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願

請願者 静岡県沼津市千本郷林一、九〇七ノ五〇 遠藤里美外一万九千二百十九名

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

一、商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項に次の一を加える。

八 市街地再開発組合(直接又は間接ノ構成員ノ三分ノ二以上ガ千円(卸売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三千万円、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ一億円)以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人タル事業者又ハ常時五十人(卸売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ百人、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三百人)以下ノ従業員ヲ使用スル事業者ナルモノニ限ル以下同ジ)

第七條第三項中「一組合」を「一所属団体」に「五万口」を「所属団体ノ出資総口數ノ百分ノ一」に改める。

第二十七條第一項中「又ハ貿易連合」を「貿易連合又ハ市街地再開発組合」に改める。

第二十八條第一項第六号中「若ハ貿易連合」を「貿易連合若ハ市街地再開発組合」に改める。

第二十九條第一項第三号中「又ハ貿易連合」を「貿易連合又ハ市街地再開発組合」に改め、同項第四号中「若ハ貿易連合」を「貿易連合若ハ市街地再開発組合」に改める。

第三十一條中「出資者勘定ニ属スル準備金ノ額ノ二十倍」を「準備金(準備金トシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ)ノ額ノ三十倍」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案

商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「図るため」を「図る等のため」に、「行なう」を「行」に改める。

第三條中「図る」を「図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資する」に改める。

第十一條中「行なう」を「行」に改め、第七号を第十号とし、同号の前に次の一を加える。

九 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。

第十一條第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同号の前に次の一を加える。

六 商業工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。

第十一條第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一を加える。

三 商業工業に関する調査研究を行うこと。

第十二條(見出しを含む)中「手数料」の下に「及

び使用料」を加える。

第十三条ただし書中「六月以上であることを要しない」を「この限りでない」に改める。

第三十条第一項中「二十人」を「三十人」に改め、同条第三項中「商工業者」を「者」に改める。

第五十五条の九を次のように改める。

(手数料)

第五十五条の九 連合会は、定款で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

第五十五条の十七第一項中「二十人」を「三十人」に、「十人」を「十五人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(衆)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「六十日」を「四十五日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(下請代金の現金支払)

第二条の三 親事業者は、下請代金の額のうち百分の五十以上でできる限り高い割合の額を現金又は小切手で支払うように努めなければならない。

第四条第一項第七号中「又は中小企業庁長官」を「、中小企業庁長官又は都道府県知事」に改める。

第四条の二中「六十日」を「四十五日」に改め、同条を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

(取引関係の維持)

第四条の二 親事業者は、継続的な取引関係にある下請事業者に対しては、引き続き製造委託又は修理委託をするように努めなければならない。

第六条(見出しを含む)中「中小企業庁長官」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第七条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「第四条の二」を「第四条の三」に改める。

第九条第二項中「中小企業庁長官」の下に「又は都道府県知事」を加える。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願(第一〇二二号)(第一〇七〇号)

一、産炭地域振興臨時措置法等石炭関係六法の延長に関する請願(第一二二八号)

第一〇二二号 昭和五十六年三月六日受理

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願

請願者 大阪市東区船場中央二ノ二船場センタービル四号館内社団法人大阪府エルピーガス協会内 沢田康国外九千六百六十七名

紹介議員

森下 泰君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第一〇七〇号 昭和五十六年三月七日受理

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願(九通) 請願者 東京都福生市福生六六二 田村祐一 外六千四百四十六名 紹介議員 原文兵衛君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第一二二八号 昭和五十六年三月十一日受理

産炭地域振興臨時措置法等石炭関係六法の延長に関する請願

請願者 福岡県中間市上蓮花寺二組 津田末広外一名

紹介議員 小野 明君

産炭地域の振興と恒久的な安定を達成するため、次の石炭関係六法の延長を図りたい。

一、産炭地域振興臨時措置法
二、石炭鉱業合理化臨時措置法
三、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法
四、炭鉱職者臨時措置法
五、臨時石炭鉱害復旧法
六、石炭鉱害賠償等臨時措置法

理由 我々の郷土中間遠賀地区は、国の石炭合理化政策の結果、基幹産業である石炭産業の壊滅とともに、経済的、社会的に極めて深刻な打撃を受け、極度の混乱と荒廃の窮状に陥つた。これまでの国、県の特別な施策と地域住民の懸命な努力によつて、ようやく復興の兆しをみているが、今なお膨大な残存負債、危険ばた山、老朽化した炭鉱住宅、滞留する炭鉱職者、貧困な地方財政など依然として厳しい問題が山積しているにもかかわらず、これらの対応と産炭地振興の支えである石炭関係六法が、昭和五十六年から五十七年にかけて打ち切られることは、当地域の経済、社会全般にわたつて深刻な事態を招来することになる。

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、石油備蓄法の一部を改正する法律案

石油備蓄法の一部を改正する法律案

石油備蓄法の一部を改正する法律案

石油備蓄法の一部を改正する法律案

石油備蓄法の一部を改正する法律案

石油備蓄法の一部を改正する法律案

石油備蓄法の一部を改正する法律案

石油備蓄法(昭和五十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 石油ガス以外の石油の備蓄(第五条―第十条)

第三章 石油ガスの備蓄(第十条の二―第十條の五)

第四章 雑則(第十一条―第十四条の二)

第五章 罰則(第十五条―第十八条)

附則

第一章 総則

第二条第一項中「及び石油製品」を「指定石油製品及び石油ガス」に改め、同条第二項中「石油製品」を「指定石油製品」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「石油の販売」を「石油(石油ガスを除く。以下この条において同じ)の販売」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「石油製品」を「指定石油製品」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「石油ガス」とは、プロパン、ブタンその他通商産業省令で定める炭化水素を主成分とするガス(液化したものを含む)をいう。

第二条に次の一項を加える。

7 この法律において「石油ガス輸入業者」とは、石油ガスの輸入の事業を行う者(石油公団を除く。)であつて、石油ガスの輸入量について通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

第三条中「我が国への石油の供給が不足する事態に備へて行う石油の保有(以下「石油の備蓄」という。以下「石油の我が国への供給が不足する事態に備へて行う備蓄(以下単に「備蓄」という。以下「石油貯蔵施設」を「石油の貯蔵施設」に改める。

「石油貯蔵施設」を「石油の貯蔵施設」に改める。第四条第二項中「事項は、」の下に「石油(石油ガスを除く。)及び石油ガスについて、それぞれ」を加え、同項第一号中「石油」を削り、同項第二号

中「石油貯蔵施設」を「貯蔵施設」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 石油ガス以外の石油の備蓄

第五条の見出しを「備蓄に関する計画」に改め、同条第一項中「石油の」を「石油（石油ガスを除く。以下この章において同じ。）の」に改め、「（以下）石油備蓄実施計画」という。を削り、同条第二項中「石油備蓄実施計画」を「前項の計画」に改め、同条第二号中「石油貯蔵施設」を「石油の貯蔵施設」に改め、同条第三項中「石油備蓄実施計画」を「届出に係る計画」に改める。

第六条中「石油製品」を「指定石油製品」に改める。

第七条第一項中「石油製品」を「指定石油製品」に、「以下」を「以下この章において」に改め、同条第二項及び第三項中「石油製品」を「指定石油製品」に改める。

第十条第一項中「石油製品」を「指定石油製品」に改める。

第十条の次に次の一章を加える。

第三章 石油ガスの備蓄

（備蓄に関する計画）

第十条の二 石油ガス輸入業者は、毎年度、通商産業省令で定めるところにより、次年度以降の四年間についての石油ガスの備蓄に関する計画を作成し、これを通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 第五条第二項の規定は前項の計画に、同条第三項の規定は前項の規定による届出に準用する。この場合において、同条第二項各号中「石油」とあるのは「石油ガス」と、同条第三項中「石油精製業者等」とあるのは「石油ガス輸入業者」と読み替えるものとする。

第十条の三 石油ガス輸入業者は、毎年、二月十五日までに、通商産業省令で定めるところにより、その前年の石油ガスの輸入量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

（輸入量等の届出）

第十条の四 通商産業大臣は、毎年、三月十五日までに、石油ガス輸入業者に対し、基準備蓄量（その年の四月一日を初日とする年度において石油ガス輸入業者が常時保有すべきものとして、その者のその前年の石油ガスの輸入量を基礎として通商産業省令で定めるところにより算定される石油ガスの数量をいう。以下この章において同じ。）を通知するものとする。

第十条の五 通商産業大臣は、石油ガス輸入業者の石油ガス保有量（石油ガス輸入業者が前条第二項の通商産業省令で定めるところにより保有する石油ガスの数量をいう。以下この条において同じ。）が基準備蓄量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その石油ガス輸入業者に対し、期限を定めて、同項の規定に従つて

（基準備蓄量等）

石油ガスを保有すべきことを勧告することができ。ただし、その石油ガス輸入業者が前条第四項において準用する第九条第二項の規定による確認を受けている場合において、その者及びその者とともその確認を受けている他の石油ガス輸入業者の石油ガス保有量を合計した数量がこれらの者の基準備蓄量を合計した数量以上であるときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項本文に規定する場合において、石油ガス保有量が基準備蓄量に達していない程度又は石油ガス保有量が基準備蓄量に達していない期間が通商産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、当該石油ガス輸入業者に対し、期限を定めて、前条第二項の規定に従つて石油ガスを保有すべきことを命ずることができる。

3 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第十一条の前に次の章名を付する。

第四章 雑則

第十一条第一項中「石油製品」を「指定石油製品」に、「石油の」を「石油（石油ガスを除く。）の」に改め、同条第三項中「第一項の下に」又は「第二項の下に」を「第六条の下に」又は「第十條の三」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「石油精製業者等」の下に「又は石油ガス輸入業者」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 石油ガス輸入業者が石油ガスの輸入の事業の全部を譲渡し、又は石油ガス輸入業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その石油ガス輸入業者のこの法律の規定による地位を承継する。

第十二条中「石油精製業者等」の下に「又は石油ガス輸入業者」を加え、「石油の」を「原油若しくは指定石油製品又は石油ガスの」に改める。

第十三条第一項中「石油精製業者等」の下に「若しくは石油ガス輸入業者」を加える。

第十四条の次に次の一条及び章名を加える。

（利子補給金の支給）

第十四条の二 政府は、日本開発銀行、沖縄振興開発金融公庫又は石油公社（以下「日本開発銀行等」という。）が石油の貯蔵施設その他の施設であつて石油の備蓄の増強に必要なものの設置に必要な資金を貸し付けたときは、当該貸付けにつき、予算の範囲内において、日本開発銀行等に対して利子補給金を支給することができる。

前項の利子補給金の額は、通商産業省令で定める期間（以下「単位期間」という。）ごとに、通商産業省令で定めるところにより、当該単位期間における当該貸付けに係る貸付残高に当該貸付けの利率と年利五・五パーセントとの差の範囲内において通商産業大臣が大蔵大臣と協議して定める利子補給率を乗じて計算するものとする。

3 日本開発銀行等は、第一項の規定により政府から利子補給金の支給を受けたときは、当該利子補給金に係る貸付契約による利子で当該単位期間において生ずるものの額を、当該貸付契約により定まる利子の額から当該利子補給金の額に相当する金額だけ差し引いた金額としなければならない。

第十五条の前の見出しを削り、同条中「第十條第二項の下に」又は「第十條の五第二項」を加える。

第五章 罰則

第十六条第一号中「又は第六條」を「第六條、第十條の二第一項又は第十條の三」に改める。

第十八条中「第十一條第二項」を「第十一條第三項」に改める。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行期日

施行する。ただし、第十条の次に一章を加える改正規定中第十条の五に係る部分は、昭和五十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 昭和五十一年の石油ガスの輸入量その他この法律による改正後の石油備蓄法（以下「新法」という。）第十条の三の通商産業省令で定める事項についての同条の規定の適用については、同条中「毎年、二月十五日」とあるのは、「昭和五十六年八月十五日」とする。

2 昭和五十六年度の新法第十条の四第一項に規定する基準備蓄量についての同項の規定の適用については、同項中「毎年、三月十五日」とあるのは、「昭和五十六年九月十五日」とする。

第三条 この法律による改正前の石油備蓄法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によつてしたものとなす。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石炭並びに石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正）

第五条 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）第十四条の二第一項の規定に基づく日本開発銀行、沖縄振興開発金融公庫又は石油公団に対する補助

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は三月二十五日）

一、石油備蓄法の一部を改正する法律案

昭和五十六年四月二十二日印刷

昭和五十六年四月二十三日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D